

## 52-02-00 県婦人団体連絡協議会町都市会長名及び会員数一覧

県生涯学習課  
(R元年度末現在)

都市名	氏名	単位団数	会員数
九度山町	井上滋世	1	12
高野口町	松山悦子	1	28
紀の川市	山本寿美	1	30
和歌山市	堰本信子	16	1,334
有田市	栗山仁美	6	292
日高郡	玉置絹子	2	44
太地町	坂下富貴子	1	43
合	計	28	1,783

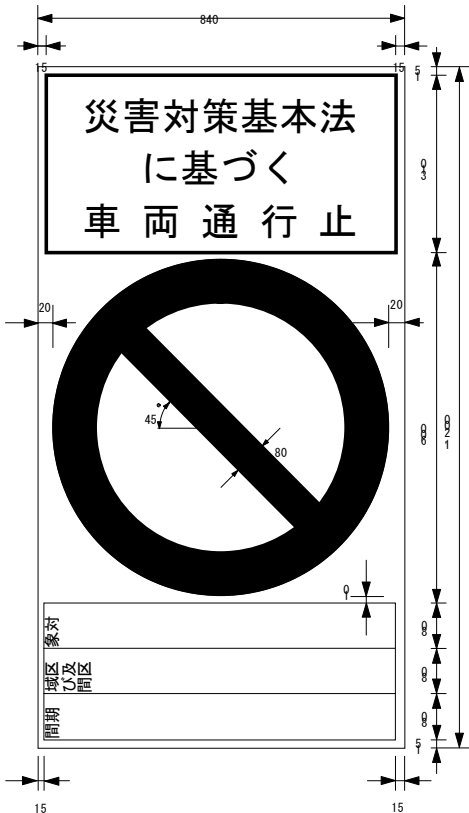
53-01-00 基本法施行規則第1条及び第5条による通行の禁止又は制限についての標示の様式 県警察本部  
別記様式第1（第1条関係）



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

別記様式2（第5条関係）



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色地を銀色とする。
- 2 記号の部分に表面の画像が光の反射に応じて変化する措置を施す者とする。
- 3 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第4（第6条関係）

第	号	<b>緊急通行車両確認証明書</b>	年	月	日
			公安委員会	印	
番号標に標示されている番号					
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）					
使用者	住所	( ) 局 番			
	氏名				
通行日時					
通行経路		出 発 地	目 的 地		
備考					

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

### 1 事前届出

- 事前届出の書類により届出(2部提出)  
※再交付申請も同じ

届 出 者

- 「緊急通行車両等事前届出済証」の保管

警 察 署 長

- 「緊急通行車両等事前届出済証」を交付

公 安 委 員 会  
( 交 通 規 制 課 )

- 「緊急通行車両等事前届出済証」を送付
- 「緊急通行車両等事前届出済証」を作成

※緊急通行車両の場合。

### 2 災害時等における緊急通行車両等の確認

事 前 届 出 車 両

- 確認申出
  - ・ 緊急通行車両等事前届出済証を提示
  - ・ 緊急通行車両確認証明書に必要事項を記載

- 警察本部 (交通規制課)
- 高速道路交通警察隊
- 最寄りの警察署
- 交通の検問場所

- 緊急通行車両等事前届出済証を確認
- 標章、確認証明書を作成

車 両 の 使 用 者

- 標章、確認証明書を交付

※緊急通行車両の場合。

別記様式第1号 (第3、第4関係)

災害防犯法 地震対策 国民保護 緊急対策用 措置用 緊急通行車両等事前届出書 和歌山県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		災害防犯法 地震対策 国民保護 緊急対策用 措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 和歌山県公安委員会 印	
番号	表示	( ) 局 番 氏名	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	番号		
使用者	住所	(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときは、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、和歌山県公安委員会(警察署経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 ① 緊急通行車両等が廃車となったとき。 ② 緊急通行車両等となったとき。 ③ その他緊急性がなくなったとき。	
出 発 地	氏名		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。			

備考 1 届出者は、氏名を記載し、及び押印することによって、署名することができる。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

## 災害発生時における車両等の排除に関する覚書

和歌山県警察本部長（以下「甲」という。）と社団法人日本自動車連盟関西本部和歌山支部長（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の3に規定する警察官の措置命令（以下「警察官の措置命令」という。）の権限の行使に関し、次のとおり覚書を取り交わす。

（協力要請）

第1条 甲は、警察官の措置命令の権限行使に関し、必要がある場合は次の事項を乙に通知して、緊急通行車両等の通行の妨害となっている車両の排除活動について、協力を要請するものとする。

- (1) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (2) 通行妨害車両等の種別、台数等
- (3) 現場指揮官の官職及び氏名
- (4) 連絡方法その他必要事項

（排除活動）

第2条 乙は、現場指揮官の指示に従い、所有する装備の範囲内で通行妨害車両等の排除活動を行うものとする。

（費用）

第3条 当該活動に要する費用については、乙が負担するものとする。

（災害補償）

第4条 第2条の規定による排除活動により、従事した乙の人員及び装備並びに第三者が災害を受けた場合は、乙の責任において補償するものとする。

（損害賠償）

第5条 第2条の規定による排除活動により、通行妨害車両等を破損した場合及びその他の損害賠償については、乙の責任において補償するものとする。

（訓練）

第6条 乙は、甲から訓練への参加要請があった場合は、これに参加するものとする。

2 乙は、平素から災害時を想定した訓練に努めるものとする。

（協議）

第7条 この覚書に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議するものとする。

この覚書の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成17年 6月30日

甲 和歌山県警察本部長 宮内 勝

乙 社団法人日本自動車連盟関西本部和歌山支部  
支部長 石井 清平

災害時における緊急輸送路及び地域安全の確保等の業務に関する細目協定

和歌山県警察本部（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県警備業協会（以下「乙」という。）とは、平成11年11月2日和歌山県（以下「県」という。）と乙との間で締結された災害時における緊急輸送路及び地域安全の確保等の業務に関する協定（以下「基本協定」という。）に基づく業務の実施の細目に関して、次のとおり協定を締結する。

（出動要請の方法）

- 第1条 基本協定第3条の規定に基づく要請（以下「出動要請」という。）は、甲が乙に対して日時、場所、業務の内容及び必要な警備員数を指定して、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭、電話等により出動を要請することができる。この場合、甲は事後速やかに文書を乙に提出するものとする。
- 2 乙は、甲から出動要請を受けたときは、乙に加盟する警備業者に連絡し、直ちに警備員を出動させるものとする。

（出動可能人員表の備付け等）

- 第2条 乙は、出動要請に応じるため、警察署の管轄区域を単位として、乙に加盟する警備業者ごとに、出動可能な警備員数を記載した出動可能人員表を備え付けておかなければならない。
- 2 乙は、前項の出動可能人数表を、毎年、甲に提出しなければならない。

（業務の実施）

- 第3条 第1条第2項の規定により出動する警備員は、甲の指定する場所に出動し、乙が指定する者の指揮により、甲の指定する業務に従事するものとする。
- 2 乙は、警備員の出動後、現場責任者の氏名、出動時間等を甲に毎日通知しなければならない。

（出動する警備員の基準）

- 第4条 第1条第2項の規定により出動する警備員には、原則として、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）で定める施設警備業務、雑踏警備業務又は交通誘導警備業務の検定の合格証明書の交付を受けている者を含むものとする。

（業務の解除）

- 第5条 甲は、出動を要請する必要がなくなったときは、乙に対し速やかに文書により業務の解除を連絡するものとする。ただし、文書により連絡するいとまがないときは、口頭、電話等により解除することができる。この場合において、甲は事後速やかに文書を

乙に提出するものとする。

2 乙は、業務解除後速やかに甲に対して出勤した警備員の出勤日、出勤時間及び業務内容等を文書にて報告しなければならない。

(費用の算出方法)

第6条 基本協定第5条第1項に規定する費用は、労働省発表の最新の賃金構造基本統計調査結果等を基礎に算出した人件費及びその他の必要経費を積算して決定するものとする。

(協議)

第7条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成11年11月4日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成11年11月4日

附 則

この細目協定は、平成11年11月4日から施行する。

附 則

この細目協定は、平成21年4月1日から施行する。

甲 和歌山県警察本部長 樋 口 建 史

乙 和歌山県和歌山市西汀丁36番地  
社団法人 和歌山県警備業協会会長

村 田 昌 之



## 通行規制基準

路線名	担当事務所名	規制区間			交通量 台/日	規制条件(通行止)		危険内容	近年の基準変更	指 年 度	備 考
		区 間	距離標	延長 (km)		気象等基準値	気象等観測所				
42	紀南河川国道	東牟婁郡串本町田原～ " " 津荷	297.0～ 300.1	3.1	5,977	連続雨量 250mm	(テレメーター) (古座観測所)	落石等		S44	
"	"	東牟婁郡串本町有田～ " " 田並	317.6～ 319.2	1.6	6,110	連続雨量 250mm	(テレメーター) (有田観測所)	落石等		S44	
"	"	西牟婁郡すさみ町見老津～ " " 周参見	337.4～ 347.0	9.6	1,961	連続雨量 250mm	(テレメーター) (見老津観測所)	落石等		S44	
"	"	西牟婁郡白浜町日置～ " " 富田	358.4～ 369.9	11.5	4,737	連続雨量 250mm	(テレメーター) (富田観測所)	落石等		S44	
"	"	日高郡みなべ町山内～ " " 東岩代	394.3～ 397.4	3.1	7,427	連続雨量 300mm 組合せ雨量 連続雨量 250mm 時間雨量 40mm	(テレメーター) (南部観測所)	落石等	H27年度基準値変更	S44	
24	和歌山河川国道	(五條西IC～高野口IC) 奈良県五條市～ 橋本市高野口町大野	81.1～ 93.8	12.7	19,434	連続雨量 210mm 組合せ 160mm・45mm/h	(テレメーター) (橋本観測所)	崩落等	H30年度新規設定	H30	
"	"	(高野口IC～紀北かつらぎIC) 橋本市高野口町大野～ 伊都郡かつらぎ町大藪	93.8～ 97.8	4.0	17,910	連続雨量 210mm 組合せ 160mm・45mm/h	(小型気象計) (高野口IC)	崩落等	"	H30	
"	"	(紀北かつらぎIC～紀の川IC) 伊都郡かつらぎ町大藪～ 紀の川市神領	97.8～ 110.7	12.9	16,552	連続雨量 210mm 組合せ 160mm・45mm/h	(小型気象計) (紀の川東IC)	崩落等	"	H30	
"	"	(紀の川IC～岩出根来IC) 紀の川市神領～ 岩出市根来	110.7～ 116.4	5.7	10,590	連続雨量 210mm 組合せ 160mm・45mm/h	(小型気象計) (紀の川IC)	崩落等	"	H30	

## 通行規制基準

路線名	担当事務所名	規制区間			交通量 台/日	規制条件(通行止)		危険内容	近年の基準変更	指 年 度	備 考
		区 間	距離標	延長 (km)		気象等基準値	気象等観測所				
"	"	(岩出根来IC~和歌山JCT) 岩出市根来~ 和歌山市弘西	116.4~ 122.9	6.5	9,513	連続雨量 210mm 組合せ 160mm・45mm/h	(雄の山気象観測局)  (雄の山)	崩落等		H30	
42	"	日高郡日高町池田~ " 由良町里	425.2~ 428.5	3.3	<b>8,006</b>	連続雨量 240mm	(テレメーター) 日高郡日高町池田	落石等		S44	
"	"	日高郡由良町畑~ 有田郡広川町河瀬	432.5~ 438.5	6.0	<b>7,981</b>	連続雨量 240mm	(テレメーター) 有田郡広川町河瀬	落石等		S44	
	計	12ヶ所		80.0							

## 53-06-02 イ 高速自動車道・一般有料車道・一般有料道路

西日本高速道路(株)関西支社・紀南河川国道事務所

道路名	通行規制基準			通行止基準		
	地震	異常降雨	その他	地震	異常降雨	その他
阪和自動車道	別表1-3のとおり	別表1-1のとおり	必要と認められる場合	別表1-3のとおり	別表1-1のとおり	必要と認められる場合
湯浅御坊道路	別表1-3のとおり	別表1-1のとおり	必要と認められる場合	別表1-3のとおり	別表1-1のとおり	必要と認められる場合
紀勢自動車道	—	—	—	—	別表1-1のとおり	必要と認められる場合

道路名	管 理 事務所	種別 (事務所体制)	通行止基準値 (緊急体制発令基準値)			通行規制基準値	備 考
			連続雨量 (mm)	組合せ雨量(mm)			
				連続雨量	時間雨量	連続雨量(mm)	
阪 和 道	阪 奈	松原 J C T ～ 堺 I C	-	-	-	110	
		泉佐野 J C T ～ 阪南 I C	280	210	40	170	
	和歌山	～ 和歌山 I C	290	160	45	110	
		～ 有田 I C	290	160	45	110	
		湯浅御坊 道 路 ～ 御坊 I C	290	220	50	170	
阪和道	～ みなべ I C ～ 南紀田辺 I C	250	200	50	150		

(注:1) 通行規制基準とは交通管理者に対し道路管理者として速度規制を協議する目安の基準

(注:2) 連続雨量とは雨の降り始めから降り終わりまで(ただし、途中2mm以下の降雨が6時間継続した場合、連続雨量としない)。

別表1-2 異常降雨関係道路通行規制基準等

道路名	管 理 事務所	種別 (事務所体制)	通行止基準値 (緊急体制発令基準値)			通行規制基準値 (第二警戒体制発令基準)	備 考
			連続雨量 (mm)	組合せ雨量(mm)			
				連続雨量	時間雨量	連続雨量(mm)	
紀勢 自動車道	紀南 河川 国道 事務所	南紀田辺 I C ～ 上富田 I C	170	150	45	—	
		～ 南紀白浜 I C					
		～ 南紀白浜 I C					
		～ 日置川 I C	230	150	45	—	
		～ すさみ南 I C					

(注:2) 連続雨量とは雨の降り始めから降り終わりまで(ただし、途中2mm以下の降雨が3時間継続した場合、連続雨量としない)。

別表1-3 地震時道路通行規制基準等

内容	通行止め	速度規制
地震	計測震度5.0以上	計測震度4.0以上5.0未満

## 53-06-04 ウ 一般国道（県管理）

## 県道路保全課

図面対象番号	路線名	規制区間		交通量 T90 台/日	規制条件(通行止)		危険内容	備考	
		所在地	延長 (km)		気象等基準値				気象等観測所
					連続雨量 (mm)	時間雨量 (mm)			
1	国道168号	新宮市南磐盾 新宮市熊野川町・田辺市界	30.7	5,100	200	50	新宮市緑ヶ丘(砂)、新宮市熊野川町日足(砂)、新宮市成川(河)	落石、冠水	
2	国道168号	新宮市熊野川町・田辺市界 田辺市本宮町土河屋(県境)	13.4	2,800	180	50	田辺市本宮町本宮(砂)、田辺市本宮町本宮(河)、田辺市本宮町音無(河)	落石、冠水	
3	国道169号	新宮市熊野川町宮井 新宮市熊野川町九重(県境)	5.5	600	180	50	新宮市熊野川町滝本(砂)、田辺市本宮町本宮(砂)、新宮市熊野川町日足(河)	落石、冠水	
4	国道169号	新宮市熊野川町玉置口(県境) 新宮市熊野川町田戸(県境)	7.6	600	180	50	新宮市熊野川町玉置口(砂)、新宮市熊野川町滝本(砂)	落石、冠水	
5	国道169号	東牟婁郡北山村下尾井 東牟婁郡北山村小松	3.3	400	180	50	北山村大沼(砂)	落石、冠水	
6	国道311号	田辺市鮎川 田辺市中辺路町栗栖川	8.4	7,163	200	50	田辺市中辺路町北郡(砂)、田辺市中辺路町原の瀬橋(河)	落石、土砂崩落	
7	国道311号	田辺市中辺路町栗栖川 田辺市中辺路町・本宮町界	27.2	3,438	200	50	田辺市中辺路町野中(砂)、田辺市中辺路町近露(砂)、田辺市中辺路町栗栖川(砂)	落石、土砂崩落	
8	国道311号	田辺市中辺路町・本宮町界 田辺市本宮町皆地	10.3	1,400	160	50	田辺市中辺路町野中(砂)、田辺市本宮町本宮(砂)	落石	
9	国道311号	田辺市本宮町皆地 田辺市本宮町請川	10.2	1,400	200	50	田辺市本宮町静川(砂)、田辺市本宮町川湯(河)	落石	
10	国道370号	伊都郡九度山町下古沢 伊都郡高野町矢立	8.9	2,800	120	30	高野町高野山(砂)、九度山町役場(他)	落石、土砂崩落	
11	国道370号	海草郡紀美野町松瀬 海草郡紀美野町毛原宮	20.7	1,700	120	—	紀美野町美里(砂)、紀美野町松ヶ峰(砂)	落石、土砂崩落	
12	国道370号	海草郡紀美野町毛原宮 海草郡紀美野町長谷宮	3.5	1,100	120	—	高野町高野山(砂)、紀美野町松ヶ峰(砂)	落石、土砂崩落	
13	国道370号	海草郡・伊都郡界 伊都郡高野町矢立	6.5	1,300	120	30	高野町高野山(砂)	落石、土砂崩落	
14	国道371号	橋本市向副 伊都郡高野町高野山	20.3	1,200	120	30	高野町高野山(砂)、橋本市橋本(砂)	落石、土砂崩落	
15	国道371号	伊都郡高野町高野山 有田郡有田川町上湯川	22.6	1,300	120	30	高野町高野山(砂)、かつらぎ町久木(砂)	落石、土砂崩落	県道高野天川線、町道野迫川林道
16	国道371号	有田郡有田川町上湯川 田辺市龍神村龍神	20.1	1,300	120	30	田辺市龍神村龍神(気)(護摩壇山)、かつらぎ町花園支所(砂)	落石、土砂崩落	
17	国道371号	田辺市中辺路町小松原 田辺市中辺路町川合	12.7	350	200	50	田辺市中辺路町栗栖川(砂)	落石、土砂崩落	
18	国道371号	田辺市平瀬 田辺市合川	13.0	396	160	40	田辺市中辺路町近露(砂)	落石、土砂崩落	
19	国道371号	東牟婁郡古座川町平井 東牟婁郡古座川町佐田	4.6	145	180	45	古座川町平井(砂)、七川ダム(砂)	落石、土砂崩落	町道下露三河平井線 町道佐田下露線
20	国道371号	東牟婁郡古座川町三尾川 東牟婁郡古座川町一雨	9.3	886	180	45	古座川町蔵土(砂)	落石、土砂崩落	
21	国道371号	東牟婁郡古座川町一雨 東牟婁郡串本町高富	8.0	997	200	45	串本町重畳山(砂)、串本町串本(砂)	落石、土砂崩落	

22	国道424号	海南市ひや水 海南市上谷	5.3	1,500	80	—	海南市東畑（砂）、有田川町金屋（砂）	落石、 土砂崩落	
23	国道424号	海南市・有田郡界 有田郡有田川町有原	7.8	2,000	120	30	有田川町金屋（砂）	落石、 土砂崩落	
24	国道424号	田辺市龍神村小家 田辺市龍神村福井	10.0	1,800	160	30	田辺市龍神村安井（砂）	落石、 土砂崩落	
25	国道424号	田辺市龍神村福井 日高郡みなべ町清川	8.9	600	160	30	みなべ町清川（砂）	落石、 土砂崩落	
26	国道424号	日高郡みなべ町清川 日高郡みなべ町西本庄	18.0	5,300	160	30	みなべ町谷口（他）、みなべ町清川観測 所（砂）	落石、 土砂崩落	
27	国道425号	田辺市龍神村福井 田辺市龍神村柳瀬	8.5	1,800	160	30	田辺市龍神村安井（砂）	落石、 土砂崩落	
28	国道425号	田辺市龍神村湯ノ又 和歌山県・奈良県界	16.1	300	110	30	田辺市龍神村上湯ノ又（気）	落石、 土砂崩落	
29	国道480号	伊都郡高野町矢立 伊都郡高野町高野山	7.5	4,000	120	30	高野町高野山（砂）	落石、 土砂崩落	
30	国道480号	有田郡有田川町川口 有田郡有田川町二川	8.0	2,200	120	30	二川ダム（砂）、有田川町金屋（砂）	落石、 土砂崩落	
31	国道480号	有田郡有田川町二川 有田郡有田川町清水	10.9	1,800	120	30	有田川町清水（気）、有田川町清水 （砂）、二川ダム（砂）	落石、 土砂崩落	
32	国道480号	有田郡有田川町清水 有田郡・伊都郡界	13.0	1,000	120	30	有田川町清水（気）、有田川町清水 （砂）、有田川町板尾（砂）	落石、 土砂崩落	
33	国道480号	有田郡・伊都郡界 伊都郡高野町高野山	23.3	1,100	120	30	かつらぎ町花園（砂）	落石、 土砂崩落	
計		33区間	404.1						

## 工 主要県道(県管理)

## 県道路保全課

図面対象番号	路線名	規制区間		交通量 T90 台/日	規制条件(通行止)		危険内容	備考	
		所在地	延長 (km)		気象等基準値				気象等観測所
					連続雨量 (mm)	時間雨量 (mm)			
34	かつらぎ桃山線	紀の川市下鞆淵 紀の川市桃山町神田	9.0	2,200	120	30	岩出市岩出(砂)、紀の川市中鞆淵(砂)、紀の川市桃山町桃山(砂)	落石、土砂崩落	
35	高野口野上線	海草郡紀美野町松瀬 海草郡・紀の川市界	6.0	500	120	—	紀美野町野上(砂)、紀美野町松ヶ峯(砂)	落石、土砂崩落	
36	海南金屋線	海南市別所 海南市・有田郡界	6.0	2,600	120	—	海南市重根(砂)、海南市東畑(砂)	落石、土砂崩落	
37	美里龍神線	海草郡紀美野町樋下 海草郡紀美野町上ヶ井	4.0	300	120	—	紀美野町美里(砂)	落石、地すべり	
38	有田湯浅線	有田市高田 有田郡湯浅町田	3.0	3,000	180	30	湯浅町湯浅(気)、湯浅町湯浅(砂)	落石、土砂崩落	
39	御坊由良線	日高郡由良町大引 日高郡由良町小引	3.6	1,500	150	40	由良町衣奈(砂)、由良町由良(砂)	落石、土砂崩落 越波	
					台風時高潮の 予想される場合				
40	御坊美山線	日高郡日高川町皆瀬 日高郡日高川町高津尾	9.4	2,268	160	40	日高川町美山(砂)、日高川町中津(砂)	落石、土砂崩落	
41	田辺龍神線	田辺市上秋津 西牟婁郡・日高郡界	13.0	1,180	160	40	田辺市串崎(砂)、田辺市岩内(河)	落石、土砂崩落	
42	白浜温泉線	西牟婁郡白浜町瀬戸 西牟婁郡白浜町江津良	1.7	3,500	台風時高潮の 予想される場合		白浜町白浜(気)、潮位観測所	高潮、落石 路面冠水	OP+3.00冠水
43	上富田すさみ線	西牟婁郡すさみ町防己 西牟婁郡すさみ町江住	6.0	228	150	40	串本町大山(砂)、すさみ町小河内(砂)	落石、土砂崩落	
44	日置川大塔線	西牟婁郡白浜町田野井 田辺市合川	29.4	1,450	160	40	殿山ダム(砂)、白浜町安居(気)	落石、土砂崩落	
45	すさみ古座線	西牟婁郡すさみ町曲利 西牟婁郡すさみ町防己	12.3	552	150	40	すさみ町役場(他)、すさみ町小河内(砂)	落石、土砂崩落	
46	串本古座川線	東牟婁郡古座川町下地 西牟婁郡串本町和深	10.0	455	180	45	串本町和深(砂)、古座川町蔵土(砂)	落石、土砂崩落	
47	檜野串本線	西牟婁郡串本町大島 西牟婁郡串本町出雲	1.5	2,600	風・高潮その他危険 が予想される場合		苗我島観測所(道)(波高・風速)	強風、越波	
48	潮岬周遊線	東牟婁郡串本町串本 東牟婁郡串本町出雲	1.6	3,093	200	50	串本町串本(砂)、潮岬測候所(気)	落石、土砂崩落 越波	
					台風時高潮の 予想される場合				
49	那智勝浦古座川線	東牟婁郡古座川町小森川 東牟婁郡古座川町直見	24.0	151	150	40	七川ダム(砂)、古座川町滝の拝(砂)	落石、土砂崩落	
50	那智勝浦古座川線	東牟婁郡那智勝浦町南平野 古座川町・那智勝浦町界	22.3	700	160	50	那智勝浦町役場(砂)、那智勝浦町色川(気)	落石	
51	那智勝浦熊野川線	新宮市熊野川町小口 新宮市熊野川町滝本	14.8	1,600	180	50	熊野川町滝本(砂)、那智勝浦町色川(気)	落石	
52	那智勝浦本宮線	東牟婁郡那智勝浦町南大居 東牟婁郡那智勝浦町口色川	19.0	4,800	180	50	那智勝浦町下里(砂)、那智勝浦町色川(気)、那智勝浦町下里(河)	落石、冠水	

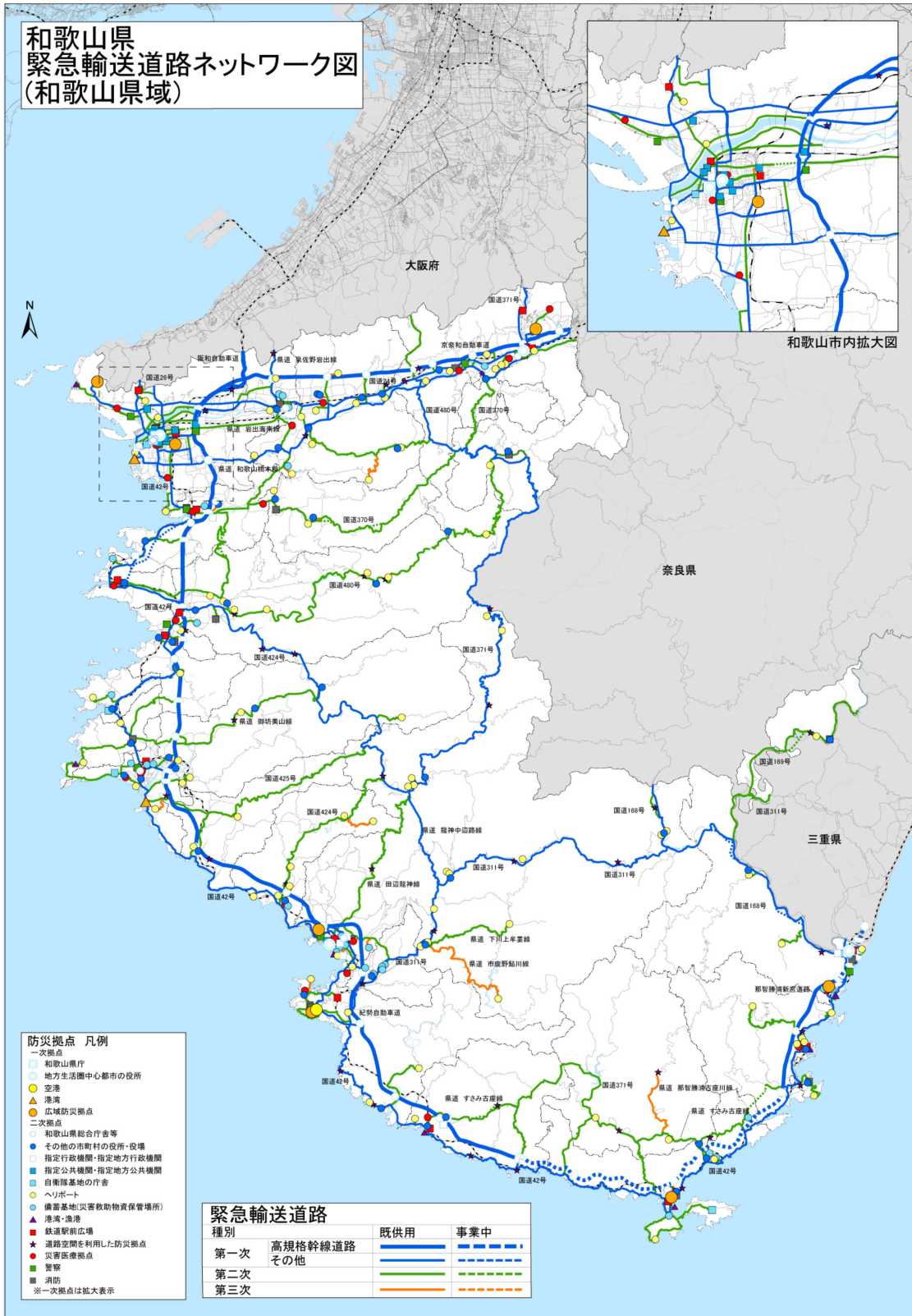
53	那智山勝浦線	東牟婁郡那智勝浦町那智山 東牟婁郡那智勝浦町市野々	3.1	5,600	250	50	那智勝浦町市野々(砂)	落石	
54	高野天川線	伊都郡高野町高野山 和歌山県・奈良県界	3.8	400	120	30	高野町高野山(砂)	落石、 土砂崩落	
55	泉佐野打田線	紀の川市神通 紀の川市重行	4.5	5,300	120	30	葛城山(気)、紀の川市中津川(砂)	落石、 土砂崩落	泉佐野岩出線
56	泉佐野岩出線	和歌山県・大阪府界 岩出市根来	3.5	18,000	150	—	紀の川市中津川(砂)、岩出市押川 (砂)	落石、 土砂崩落	
57	和歌山貝塚線	和歌山市滝畑	1.0	3,500	150	—	岩出市押川(砂)、岩出市岩出(砂)、 和歌山市六十谷(砂)	落石、 土砂崩落	
58	岬加太港線	和歌山県・大阪府界 和歌山市深山	5.0	2,300	150	—	和歌山市和歌山(砂)、和歌山市六十谷 (砂)	落石、 土砂崩落	泉佐野岩出線 和歌山阪南線
計		25区間	217.5						



## 才 一般県道

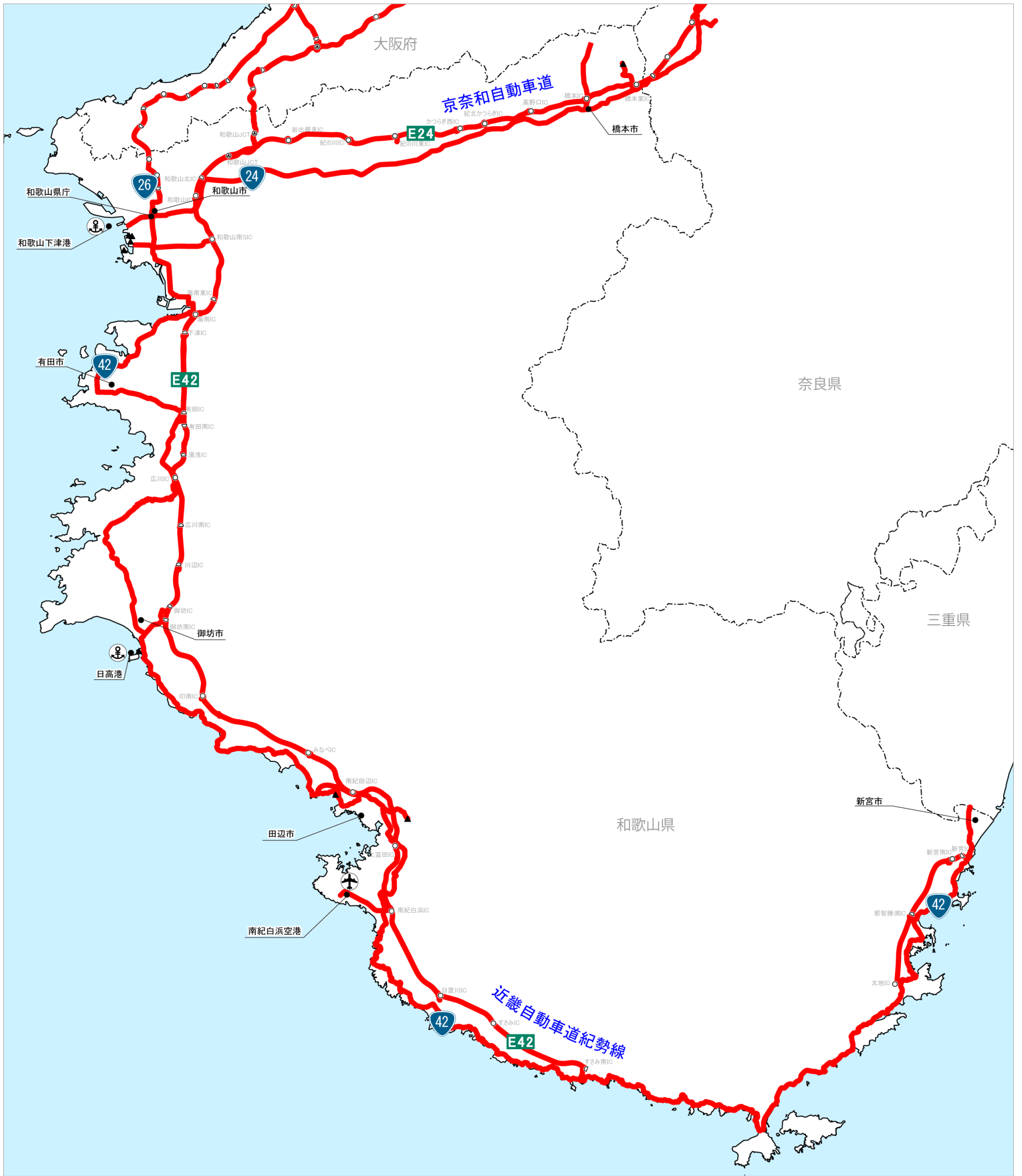
## 県道路保全課

図面対象番号	路線名	規制区間		交通量 T90 台/日	規制条件(通行止)		危険内容	備考	
		所在地	延長 (km)		気象等基準値				気象等観測所
					連続雨量 (mm)	時間雨量 (mm)			
59	垣内貴志川線	紀の川市桃山町中畑 紀の川市貴志川町井ノ口	13.2	2,100	120	30	紀の川市貴志川町貴志川(砂)、紀の川市中鞆 淵(砂)、紀の川市貴志川町山田ダム(砂)	落石、 土砂崩落	
60	秋月海南線	海南市且来 海南市井田	0.5	8,400	120	—	海南市海南(砂)	落石、 土砂崩落	
61	興加茂郷停車場線	海南市下津町中 海南市下津町曾根田	5.0	4,200	150	—	海南市下津町小松原(砂)	落石、 土砂崩落	
62	大崎加茂郷停車場線	海南市下津町大崎	2.0	3,000	120	—	海南市下津町下津(砂)	地すべり	
63	野上清水線	海草郡・有田郡界 海草郡紀美野町福井	7.9	2,700	120	—	紀美野町美里(砂)、二川ダム(砂)	落石、 土砂崩落	
64	日の岬公園線	日高郡美浜町三尾	2.5	1,900	150	40	美浜町三尾(砂)	落石、 土砂崩落、 越波	
					台風時高潮の 予想される場合				
65	近露平瀬線	田辺市中辺路町近露 田辺市平瀬	7.0	350	160	40	田辺市中辺路町近露(砂)	落石、 土砂崩落	
66	平瀬上三栖線	田辺市中辺路町西谷	1.0	50	160	40	田辺市中辺路町栗栖川(砂)、田辺市中辺路町 栗栖川(気)、田辺市中辺路町北郡(砂)	地すべり、 落石	
67	下川上牟婁線	田辺市鮎川 田辺市下川下	11.3	800	160	40	田辺市中辺路町栗栖川(砂)、田辺市中辺路町 栗栖川(気)、田辺市中辺路町北郡(砂)	落石、 土砂崩落	
68	下川上牟婁線	西牟婁郡上富田町市ノ瀬	0.5	1,400	160	40	田辺市中辺路町北郡(砂)、上富田町朝 来(砂)、上富田町市ノ瀬(河)	落石、 土砂崩落	
69	古座川熊野川線	東牟婁郡古座川町松根 東牟婁郡古座川町佐田	13.1	475	180	45	七川ダム(砂)、古座川町松根(砂)	落石、 土砂崩落	国道371号、町道下露三 河平井線
70	高田相賀線	新宮市相賀 新宮市俵石	7.7	600	180	50	新宮市高田(砂)、新宮市熊野川町日足 (河)	落石、冠水	
71	南平野下里停車場線	東牟婁郡那智勝浦町南平野 東牟婁郡那智勝浦町井鹿	7.3	700	160	50	那智勝浦町下里(砂)	落石	
72	南平野下里停車場線	東牟婁郡那智勝浦町南大居 東牟婁郡那智勝浦町市屋	1.8	700	180	50	那智勝浦町下里(砂)、那智勝浦町南大 居(河)	落石、冠水	
73	静川清川線	田辺市本宮町平 田辺市本宮町耳打	6.7	800	160	50	田辺市本宮町静川(砂)、田辺市本宮町 川湯(河)	落石、冠水	
74	日置川すさみ線	西牟婁郡白浜町塩野	4.5	163	200	50	すさみ町すさみ(砂)、白浜町日置 (砂)、白浜町安居(河)	落石、冠水	
75	和歌山阪南線	和歌山市中 和歌山市梅原	2.6	15,000	250	—	和歌山市梅原(河)	落石、 土砂崩落	第二阪和国道
計		17区間	94.6						
合計		75区間	716.2						



# 重要物流道路 供用区間【和歌山県】

R4.4.1時点



**重要物流道路**

<連絡する拠点>

重要物流道路	都市(地方中核都市等)	●
	空港・港湾・鉄道貨物駅(拠点空港、重要港湾、コンテナ取扱駅等)	▲
	物流拠点(トラックターミナル、工業団地等)	▲

## ① バス事業者

令和4年3月31日

会社名（代表者）	所在地	保有車数			備考
		乗合	貸切		
和歌山バス(株) (久保洋介)	和歌山市和歌浦西1丁目8-1	87	5	073-445-9133	
大十バス(株) (島山博充)	海草郡紀美野町下佐々1037	23	29	073-489-2751	
有田鉄道(株) (川村健一郎)	有田郡有田川町徳田178	12	18	0737-52-3034	
中紀バス(株) (高垣太郎)	日高郡由良町里480-3	14	20	0738-65-2222	
龍神自動車(株) (小川豊介)	田辺市あけぼの37番の20号	20	9	0739-22-2100	
明光バス(株) (島秀樹)	西牟婁郡白浜町868-39	35	12	0739-42-3008	
株クリスタル観光バス (古市啓悟)	和歌山市吐前992		26	073-444-3116	
熊野御坊南海バス(株) (佐伯一也)	新宮市徐福2丁目1-11	36	37	0735-22-5101	
和歌山バス那賀(株) (久保洋介)	紀の川市藤崎271	36	5	0736-75-2151	
南海りんかんバス(株) (大森幸宏)	橋本市市脇5-1-24	34	6	0736-33-0056	
	計	297	167		

## ② トラック事業者

令和4年3月31日

会社名（代表者）	所在地	保有車数		電話	備考
		普通車	小型車		
日本通運(株)和歌山支店 (根矢 一義)	和歌山市西浜796-1	115	38	073-431-3101	指定 公共機関
近物レックス(株) 和歌山支店 (恩地 秀一郎)	和歌山市湊字薬種畑1106-3	115	3	073-436-3151	指定地方 公共機関
関西名鉄運輸(株) (片山 正樹)	和歌山市中33	89		073-455-5185	指定地方 公共機関
岩崎運送(株) (岩崎 昭)	和歌山市今福1-4-27	81		073-477-4937	指定地方 公共機関
大十(株) (畠山 文孝)	海南市船尾200-2	利用		073-482-1688	指定地方 公共機関
(株)オプラス (上中 崇司)	海南市小野田1636-152	16		073-487-4801	指定地方 公共機関
(株)大十ロジスティクス (畠山 文孝)	海草郡紀美野町長谷983番地の12	49		0736-64-1533	指定地方 公共機関
(株)酒本運送 (阪本 享三)	有田郡有田川町小島231番地1	74	2	0737-52-6588	指定地方 公共機関
新宮運送(株) (山本 言)	新宮市五新8-53	44	1	0735-21-6141	指定地方 公共機関
	計	583	44		

## 緊急・救援輸送に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県バス協会（以下「乙」という。）とは、和歌山県内で地震等の大規模災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合又は都道府県間相互の応援措置が必要な場合におけるバスによる緊急・救援輸送に関し、次のとおり協定書を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙又は乙の協会員に対し協力を要請するものとし、乙の協会員は、特別の理由がない限りこの要請に応ずるものとする。

2 前項の規定による要請は、緊急・救援等輸送要請書（別記第1号様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

3 甲は、第1項の規定により、乙の協会員に直接要請したときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

（業務内容）

第2条 本協定により、甲が乙又は乙の協会員に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者（滞留者を含む。）の輸送業務
- (2) ボランティアの輸送業務
- (3) 災害応急対策に必要な要員の輸送業務
- (4) その他バスによる支援業務

（報告）

第3条 乙の協会員は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、緊急・救援等輸送業務報告書（別記第2号様式）によりその業務内容を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条の規定により乙の協会員が実施した業務に要した費用（運賃及び料金、有料道路通行料等の実費負担額）は、甲が負担する。

2 前項の運賃及び料金は、乙の協会員が道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第3項の規定により届け出た旅客の運賃及び料金を基準とし、甲及び乙の協会員が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第5条 乙の協会員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、内容を確認し、その費用を乙の協会員に支払うものとする。

（事故等）

第6条 乙の協会員の供給したバスが故障その他の理由により運行を中断したときは、乙の協会員は、速やかに当該バスを交換してその供給を継続しなければならない。

2 乙の協会員は、バスの運行に際し、事故が発生したときは、甲及び乙に速やかにその状況を報告しなければならない。

（旅客及び第三者に対する責任）

第7条 乙の協会員は、バスの運行に際し、乙の協会員の責めに帰する理由によりバスの利用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(補償)

第8条 甲は、乙の協会の従業員がこの協定に基づく業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合においては、次に掲げる場合を除き、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和39年和歌山県条例第27号)に定めるところにより、その損害を補償する。

- (1) 業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、乙及び乙の協会又は業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(協力会員名簿の提出)

第9条 乙は、所属する協会のうち、この協定に基づく業務に協力できるものの名簿を毎年1回甲に提出するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(雑則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上定めるものとする。また、この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成23年11月28日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 和歌山市湊1106  
社団法人和歌山県バス協会  
会長 井 上 慎 治

## 緊急・救援輸送に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と一般社団法人和歌山県タクシー協会（以下「乙」という。）とは、和歌山県内で地震等の大規模災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合におけるタクシーによる緊急・救援輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙又は乙の協会員（以下「乙等」という。）に対し協力を要請するものとし、乙等は、特別の理由がない限りこの要請に応ずるものとする。

2 前項の規定による要請は、緊急・救援等輸送要請書（別記第1号様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

3 甲は、第1項の規定により、乙の協会員に直接要請したときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

（業務内容）

第2条 本協定により、甲が乙等に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者（滞留者を含む。）の輸送業務
- (2) ボランティアの輸送業務
- (3) 災害応急対策に必要な要員の輸送業務
- (4) その他タクシーによる支援業務

（報告）

第3条 乙等は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、緊急・救援等輸送業務報告書（別記第2号様式）によりその業務内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条の規定により乙等が実施した業務に要した費用（運賃及び料金、有料道路通行料等の実費負担額）は、甲が負担する。

2 前項の費用のうち運賃及び料金に係るものは、乙の協会員が地方運輸局長の認可を受け、又は地方運輸局長に届出をして実施している運賃及び料金によるものとする。

（費用の請求及び支払）

第5条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、内容を確認し、その費用を乙に支払うものとする。

（事故等）

第6条 乙等の供給したタクシーが故障その他の理由により運行を中断したときは、乙等は、速やかに当該タクシーを交換してその供給を継続しなければならない。

2 乙等は、タクシーの運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（旅客及び第三者に対する責任）

第7条 乙等は、タクシーの運行に際し、乙等の責めに帰する理由によりタクシーの利用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（補償）

第8条 甲は、乙の協会員の従業員が、この協定に基づく業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和39年和歌山県条例第2



7号)に定めるところにより、その損害を補償する。

(1) 業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙等又は業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(協力会員名簿の提出)

第9条 乙は、所属する協会員のうち、この協定に基づく業務に協力できるものの名簿を毎年1回甲に提出するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(雑則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上定めるものとする。また、この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成30年6月18日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 和歌山市友田町3-64  
一般社団法人和歌山県タクシー協会  
会長 川 村 昌 彦

## 緊急・救援輸送に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と一般社団法人和歌山県ハイヤー・タクシー協会（以下「乙」という。）とは、和歌山県内で地震等の大規模災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合におけるタクシーによる緊急・救援輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙又は乙の協会員（以下「乙等」という。）に対し協力を要請するものとし、乙等は、特別の理由がない限りこの要請に応ずるものとする。

2 前項の規定による要請は、緊急・救援等輸送要請書（別記第1号様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

3 甲は、第1項の規定により、乙の協会員に直接要請したときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

（業務内容）

第2条 本協定により、甲が乙等に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者（滞留者を含む。）の輸送業務
- (2) ボランティアの輸送業務
- (3) 災害応急対策に必要な要員の輸送業務
- (4) その他タクシーによる支援業務

（報告）

第3条 乙等は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、緊急・救援等輸送業務報告書（別記第2号様式）によりその業務内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条の規定により乙等が実施した業務に要した費用（運賃及び料金、有料道路通行料等の実費負担額）は、甲が負担する。

2 前項の費用のうち運賃及び料金に係るものは、乙の協会員が地方運輸局長の認可を受け、又は地方運輸局長に届出をして実施している運賃及び料金によるものとする。

（費用の請求及び支払）

第5条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、内容を確認し、その費用を乙に支払うものとする。

（事故等）

第6条 乙等の供給したタクシーが故障その他の理由により運行を中断したときは、乙等は、速やかに当該タクシーを交換してその供給を継続しなければならない。

2 乙等は、タクシーの運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（旅客及び第三者に対する責任）

第7条 乙等は、タクシーの運行に際し、乙等の責めに帰する理由によりタクシーの利用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（補償）

第8条 甲は、乙の協会員の従業員が、この協定に基づく業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合においては、次に掲げる場合を除き、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和39年和歌山県条例第2

7号)に定めるところにより、その損害を補償する。

(1) 業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙等又は業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(協力会員名簿の提出)

第9条 乙は、所属する協会員のうち、この協定に基づく業務に協力できるものの名簿を毎年1回甲に提出するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(雑則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上定めるものとする。また、この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成30年6月18日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 和歌山市紀三井寺1455

一般社団法人和歌山県ハイヤー・タクシー協会  
会長 田 畑 孝 芳

## 緊急・救援輸送に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と和歌山県個人タクシー協同組合（以下「乙」という。）とは、和歌山県内で地震等の大規模災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合におけるタクシーによる緊急・救援輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙又は乙の組合員（以下「乙等」という。）に対し協力を要請するものとし、乙等は、特別の理由がない限りこの要請に応ずるものとする。

2 前項の規定による要請は、緊急・救援等輸送要請書（別記第1号様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

3 甲は、第1項の規定により、乙の組合員に直接要請したときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

（業務内容）

第2条 本協定により、甲が乙等に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者（滞留者を含む。）の輸送業務
- (2) ボランティアの輸送業務
- (3) 災害応急対策に必要な要員の輸送業務
- (4) その他タクシーによる支援業務

（報告）

第3条 乙等は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、緊急・救援等輸送業務報告書（別記第2号様式）によりその業務内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条の規定により乙等が実施した業務に要した費用（運賃及び料金、有料道路通行料等の実費負担額）は、甲が負担する。

2 前項の費用のうち運賃及び料金に係るものは、乙の組合員が地方運輸局長の認可を受け、又は地方運輸局長に届出をして実施している運賃及び料金によるものとする。

（費用の請求及び支払）

第5条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、内容を確認し、その費用を乙に支払うものとする。

（事故等）

第6条 乙等の供給したタクシーが故障その他の理由により運行を中断したときは、乙等は、速やかに当該タクシーを交換してその供給を継続しなければならない。

2 乙等は、タクシーの運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（旅客及び第三者に対する責任）

第7条 乙等は、タクシーの運行に際し、乙等の責めに帰する理由によりタクシーの利用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（補償）

第8条 甲は、乙の組合員が、この協定に基づく業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和39年和歌山県条例第27号）に

定めるところにより、その損害を補償する。

(1) 業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙等又は業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(協力会員名簿の提出)

第9条 乙は、所属する組合員のうち、この協定に基づく業務に協力できるものの名簿を毎年1回甲に提出するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(雑則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上定めるものとする。また、この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成30年6月18日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 和歌山市栄谷164-4  
和歌山県個人タクシー協同組合  
理事長 和 田 俊 夫

54-03-01 海上における輸送能力

① 和歌山海上保安部

基地	船 艇	搭載可能物資	乗船可能人員	備 考
和歌山	巡視船 き い	190トン	143名	物資は主として甲板積みとなる。
	巡視艇 きいかぜ	14トン	28名	同上
海 南	巡視艇 わかづき	20トン	41名	同上

② 田辺海上保安部

基地	船 艇	搭載可能物資	乗船可能人員	備 考
田 辺	巡視船 みなべ	30トン	50名	物資は主として甲板積みとなる。
	巡視船 こうや	46トン	28名	同上
	巡視艇 むろかぜ	14トン	28名	同上
串 本	巡視艇 むろづき	20トン	41名	同上

- (注) 1 乗船可能人員および搭載可能物資は、いずれかの一つの場合の目安を示す。  
 2 乗船可能人員については、船舶安全法に基づく臨時検査を受けた場合を想定した目安とする。  
 ただし、乗組員は除く  
 3 搭載可能物資については、海上平穏な場合の基準とし、気象状況、物資の形状等によっては、この目安以下となる。

③ 近畿地方整備局

基地	船 艇	搭載可能物資	乗船可能人員	備 考
和歌山	海面清掃兼油回収 船 海和歌丸	33 トン	15名	物資は主として甲板積みとなる。
	港湾業務艇 はやたま	1 トン	12名	同上

- (注) 1 海和歌丸の乗船可能人員および搭載可能物資は、同時積載可能トン数を示す。  
 きのかぜの乗船可能人員および搭載可能物資は、いずれかの一つの場合の基準を示す。  
 2 乗船可能人員は、24時間未満最大搭載人員である。また、法定乗組員は除く。  
 3 港湾業務艇の航行区域は、沿海(限定)であり、南端は瀬戸崎(白浜町)である。  
 海面清掃兼油回収船の航行区域は、沿海である。  
 4 搭載可能物資については、海上平穏な場合の基準とし、気象状況、物資の形状等によっては、この基準以下となる。

## ② 旅客輸送事業者

令和4年7月12日

地区別	事業者名	所在地	隻数	総トン数	旅客定員	備考
和歌山（本港）	南海フェリー(株)	和歌山市湊2835-1	2	5,445	854	
和歌山（加太）	友ヶ島汽船(株)	和歌山市加太746-85	2	38	202	
和歌山（北港）	田中通船(株)	和歌山市築港3丁目2	1	5.0	13	
和歌山・田辺	紀州通船(株)	和歌山市築港5丁目7	1	19	22	
海南	(有)海南通船	海南市冷水300	1	5	21	
下津	(株)ハヤシ汽船	海南市下津町下津1419-28	1	9.7	24	
有田	初島渡船企業組合	有田市初島町浜1769-1	3	14.6	108	
白浜	白浜海底観光船(株)	白浜町572	2	38	160	
白浜	堅田漁業協同組合	白浜町堅田2520	1	19	50	
串本	(株)串本海中公園センター	串本町有田1157	1	19	59	
勝浦	浦島観光ホテル(株)	三重県南牟婁郡紀宝町成川856	1	19	98	
勝浦	紀の松島観光(株)	那智勝浦町勝浦1156-1	1	19	86	
新宮	熊野観光開発(株)	新宮市熊野川町日足272	10	112	472	休止中 (令和3年1月より)
合計	13		27	5762.3	2169.0	

## ③ 海運組合

地区別	組合名	代表者	所在地	組合員数	備考
和歌山県全域	和歌山県海運組合	小林 道明	和歌山市築港3丁目23番地	11	
下津	大崎船舶海運組合	宮崎 司	海南市下津町大崎825-14	13	

54-04-00 空の輸送能力

① 陸上自衛隊の輸送能力

陸上自衛隊第37普通科連隊

所属	常駐地	機種	用途	輸送能力		患者	機懸垂能力	航続距離	備考
				人員	物資				
陸上自衛隊	八尾	OH-6	連絡観測	2人	約150kg	0	0	J型 435km	最良条件下での数値である。
		UH-1J	多目的	11人	1,000kg	6人	1,000kg	D型 435km	
		UH-1H		11人	1,000kg	6人		D型 439km	
	木更津	CH-47	輸送	55人	22,680kg	24人	10,000kg	474km	

② 海上保安庁の輸送能力

関西空港海上保安航空基地

所属	常駐地	機種	用途	輸送能力		患者	機懸垂能力	航続距離	備考
				人員	物資				
海上保安庁	関空	EC225	多目的	21人	1,355kg	(注) 5	(注) 6	—	2機配備
		サーブ340	多目的	27人	900kg	(注) 5	—	—	同上

- (注) 1 人員は乗組員を含めた人数  
 2 人員及び物資については、いずれか一つの場合の基準を示す。  
 3 気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等によってはこの基準以下となる。  
 4 燃料は、増槽タンクを除き満載とする。  
 5 患者輸送能力については、事案の内容により対応する乗組員数が変更され、人員輸送能力内の範囲で変動するため、記載せず。  
 6 搭載燃料量により異なる。



## 漁船による大規模災害時の緊急輸送活動の協力に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と和歌山県漁業協同組合連合会（以下「乙」という。）とは、地震等による大規模災害が発生した場合における漁船による緊急輸送活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内で地震等の大規模災害が発生した場合で、被災者等に対し必要な物資を緊急に輸送し、又は被災者等を移送する必要があるときにおいて、甲が乙に要請する漁船による輸送活動への協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、地震等による災害が発生し、陸上の交通手段が寸断され、陸上における輸送が困難となった場合で、必要と認めるときは、乙に対し、漁船による物資の輸送及び被災者等の移送について協力を要請するものとする。

（要請の方法）

第3条 前条の規定による要請は、別記第1号様式により行うものとする。ただし、文書により要請する暇がないときは、その他の方法により要請し、事後において速やかに文書により確認を行うものとする。

（緊急輸送活動）

第4条 甲が、乙に対して協力を要請する活動は、漁船により行う次に掲げる活動（以下「緊急輸送活動」という。）とする。

- （1）被災者等の移送活動
- （2）災害救助に必要な生活必需品等の輸送活動
- （3）災害応急対策の実施のために必要な人員、資機材等の輸送活動

（緊急輸送活動の実施）

第5条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、現地の関係者と十分連絡をとり、協議を行うほか、法令を遵守し、円滑かつ速やかに実施するものとする。

（活動報告）

第6条 乙は、前条の緊急輸送活動を実施したときは、当該活動の終了後速やかに、別記第2号様式によりその状況を報告する。ただし、文書で報告する暇がないときは、その他の方法により報告し、その後速やかに文書により報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 第2条の規定に基づく要請によって実施した緊急輸送活動に要した費用は、甲が負担する。

- 2 前項の規定により甲が負担する費用の請求及び支払の方法等については、甲乙協議の上、別途定める。

（損害の賠償等）

第8条 甲は、乙が、この協定に基づく緊急輸送活動の実施により損害を被った場合には、次に掲げる場合を除き、その損害を乙に賠償し、又は補償するものとする。

- (1) 乙の故意又は重大な過失による場合
- (2) 発生した損害につき、乙が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 発生した損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

2 前項の規定により甲が賠償し、又は補償する損害の請求及び支払の方法等については、甲乙協議の上、別途定める。

(協力組合員名簿の作成)

第9条 乙は、別記第3号様式により、この協定に基づく緊急輸送活動を行うことができる者の名簿を作成し、保管するものとする。

2 乙は、名簿に記載した者の人数及び漁船数について、甲に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成18年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(雑則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。また、この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成17年12月16日

甲 和歌山県知事

乙 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30  
和歌山県漁業協同組合連合会

代表理事会長

## 船舶による輸送等災害応急対策に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）及び和歌山県水難救済会（以下「乙」という。）並びに和歌山海上保安部及び田辺海上保安部（以下「丙」という。）は、大規模地震等の災害発生時における船舶による輸送等災害応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、県内で地震等の大規模災害が発生した場合において、船舶による緊急輸送等の協力要請等に関する必要事項を定めるものとする。

## （協力要請）

第2条 甲は、災害応急対策の実施に必要があると認めるときは、乙に対し緊急輸送等の協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、緊急輸送要請書（様式第1号）により業務の内容、期間等を指定して行う。ただし、緊急輸送要請書により要請するいとまがないときは、口頭で要請することができる。この場合において、口頭による要請後は、速やかに緊急輸送要請書を送付するものとする。

## （業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の輸送業務
- (2) 救助部隊等の輸送業務
- (3) 食料品その他生活必需品等の輸送業務
- (4) 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (5) その他甲が必要と認める船舶による災害応急対策業務

## （業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、乙が設置する救難所

及び支所に所属する所員（以下「救難所員」という。）を指揮監督し、甲が必要と認める業務を可能な限り実施するものとする。

（協力の要請）

第5条 甲及び乙がこの協定に定める業務を安全かつ円滑に実施するために必要があるときは、甲又は乙は、丙に対して通信支援、安全情報の提供などの協力を要請することができる。

2 乙がこの協定に定める業務を安全かつ円滑に実施するために訓練を実施しようとするときは、甲又は乙は、丙に対して訓練に係る指導を要請することができる。

3 丙は、前2項の要請があった場合は、可能な限り甲又は乙に協力するものとする。

（業務報告）

第6条 乙は、第4条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに緊急輸送実施報告書（様式第2号）によりその状況を報告する。ただし、緊急輸送実施報告書により報告するいとまがないときは、口頭で報告することができる。この場合において、口頭による報告後は、速やかに当該報告書を送付するものとする。

（費用の負担）

第7条 第4条の規定により乙の救難所員が実施した要請業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の要請業務に要した費用とは、輸送活動後において、要請業務において使用した燃料その他の消耗品を調達するために要した実費及び要請業務に従事した救難所員の人件費（県の労務単価における普通作業員の単価以下の単価を用いて算出した額）とする。

3 第1項の規定により甲が負担する費用の請求及び支払の方法等については、甲乙協議の上、別途定める。

(事故等)

第8条 乙は、乙の救難所員による船舶等の運航に際し、傷病、事故等が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を事故報告書(様式第3号)により報告しなければならない。

(補償等)

第9条 甲は、乙の救難所員が要請業務の実施により損害を被った場合には、次の各号に掲げる場合について、それぞれ当該各号に定める額を除き、その損害額を乙に支払い、乙はその全額を当該救難所員に支払うものとする。

(1) 救難所員の故意又は重大な過失による場合 全額

(2) 発生した損害につき、乙又は救難所員が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合 当該保険給付の額

(3) 発生した損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合 当該損害賠償の額

2 前項の規定により甲が乙に損害額の支払を行った後、乙又は乙の救難所員が前項各号に掲げる場合に該当することとなったときは、乙は、それぞれ当該各号に定める額を甲に返還しなければならない。

3 第1項の規定により甲が乙に支払う損害額の請求、支払及び返還の方法等については、甲乙協議の上、別途定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日の30日前までに、甲、乙又は丙のいずれかが他の全ての協定の相手方に対して文書により協定終了の意思表示をしないときは、有効期間の満了日の翌日から1年間同一の条件をもって協定を更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

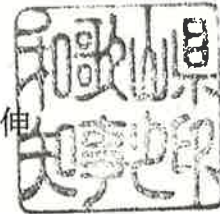
第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、

その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を4通作成し、甲乙丙記名押印の上、甲及び乙はその1通を、丙はその2通を保有する。

平成**27**年 2月**20**日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸



乙 和歌山県和歌山市雑賀屋町東ノ丁30  
和歌山県水難救済会長 木下吉雄



丙 和歌山県和歌山市築港6丁目22番地2  
和歌山海上保安部長 土師 亮



和歌山県田辺市文里1丁目11番9号  
田辺海上保安部長 大橋 功



# 自衛隊派遣要請等の計画

55-01-00 自衛隊災害派遣要請書の様式

番 号  
日 付

陸上自衛隊第37普通科連隊長 様

和歌山県知事

○ ○ ○ ○

## 部 隊 等 の 派 遣 要 請

自衛隊法第83条第1項の規定に基づき、部隊等の派遣を下記のとおりお願いします。

### 記

- 1 災害の情况及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
  - (1) 区 域
  - (2) 活動内容
- 4 その他

番 号  
日 付

和 歌 山 県 知 事 殿

市 町 村 長 名

### 部 隊 等 の 派 遣 要 請 依 頼 書

災害対策基本法第68条の2の規定により、部隊等の災害派遣要請を下記のとおり依頼します。

#### 記

1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 区 域

(2) 活動内容

4 その他



別記 (4)

番 号  
日 付

和 歌 山 県 知 事 殿

市 町 村 長 名

### 部 隊 等 の 撤 収 要 請 依 頼 書

○年○月○日災害派遣を受けた部隊等の撤収要請を下記のとおり依頼いたします。

記

- 1 撤収を希望する日付
- 2 撤収要請を依頼する理由

55-03-00 派遣部隊等の撤収要請書の様式  
別記 (2)

番 号  
日 付

陸上自衛隊第37普通科連隊長 様

和歌山県知事

○ ○ ○ ○

### 部 隊 等 の 撤 収 要 請

○年○月○日災害派遣を受けた部隊等の撤収を下記のとおり要請いたします。

記

- 1 撤収日時
- 2 撤収を要請する理由

No.	名称	所在地		座標(緯度・経度) (WGS84)	東西×南北(m) 敷地面積(m <sup>2</sup> )	最大 駐機数	夜間照明 の有無	水利 設備	責任者 (管理者)	連絡電話番号	管轄消防本部
		市町村	地番等								
1	県営紀三井寺公園	和歌山市	毛見200	緯度 34° 09' 59" 経度 135° 11' 26"	145×85 12,325	1			紀の国はまゆう	073-444-7565	和歌山市 消防局
2	市民スポーツ広場		福島796 紀の川右岸河川敷	緯度 34° 14' 49" 経度 135° 10' 06"	143×100 14,300	1			市スポーツ振興課	073-435-1364	
3	砂の丸広場		一番丁3	緯度 34° 13' 41" 経度 135° 10' 10"	100×50 5,000	1			市和歌山城 整備企画課	073-435-1044	
4	深山グラウンド		深山483	緯度 34° 17' 25" 経度 135° 04' 32"	150×148 22,200	1			休暇村 紀州加太	073-459-0082	
5	せせらぎ運動公園		有本地先	緯度 34° 14' 46" 経度 135° 11' 54"	100×108 10,800	6		有	市公園緑地課	073-432-1076	
6	和歌山県庁南別館		湊通丁北1-2-1	緯度 34° 13' 28" 経度 135° 10' 06"	21×21 441	1	有		県災害対策課	073-441-2262	
7	日赤和歌山医療センター		小松原通4-20	緯度 34° 13' 12" 経度 135° 10' 04"	24×24 576	1	有		日赤和歌山 医療センター	073-422-4171	
8	コスモパーク加太		加太2362-18	緯度 34° 16' 53" 経度 135° 05' 37"	100×100 10,000	9	有	有	県災害対策課	073-441-2262	
9	川辺防災ヘリポート		川辺字新田401	緯度 34° 15' 17" 経度 135° 16' 05"	30×30 900	1			市総合防災課	073-435-1199	
10	マリナシティ駐車場		毛見1535-1	緯度 34° 09' 12" 経度 135° 10' 58"	100×180 18,000	2			和歌山マリナシティ 株式会社	073-448-0310	
11	西浜(県警ヘリポート)		西浜字中川向ヒノ坪 1660-622	緯度 34° 12' 25" 経度 135° 08' 44"	25×25 625	2	有		和歌山県警察本部 地域指導課	073-423-0110	
12	県立医大 (屋上/非公共用)		紀三井寺字大輪町 811-1	緯度 34° 11' 15" 経度 135° 10' 52"	21×21 441	1	(有) 予定		和歌山県立医大 医事課	073-441-0807	
13	和歌山労災病院 ヘリポート		木ノ本93-1	緯度 34° 15' 20" 経度 135° 07' 17"	17×21 357	1	有		和歌山労災病院 総務課	073-451-3181	
14	海南中学校	海南市	日方962-2	緯度 34° 09' 29" 経度 135° 13' 15"	95×80 7,600	1		有	市教育委員会 総務課	073-492-3347	海南市 消防本部
15	第三中学校		鳥居15-3	緯度 34° 09' 08" 経度 135° 13' 10"	85×80 6,800	1		有	市教育委員会 総務課	073-492-3347	
16	内海小学校		鳥居190	緯度 34° 08' 58" 経度 135° 12' 50"	70×70 4,900	1		有	市教育委員会 総務課	073-492-3347	
17	亀川小学校		旦来655	緯度 34° 10' 15" 経度 135° 14' 17"	80×65 5,200	1		有	市教育委員会 総務課	073-492-3347	
18	東海南中学校		野上中590	緯度 34° 09' 55" 経度 135° 16' 57"	145×85 12,325	1		有	市教育委員会 総務課	073-492-3347	
19	総合体育館駐車場		大野中1106	緯度 34° 09' 23" 経度 135° 13' 46"	40×30 1,200	1			市教育委員会 生涯学習課	073-483-4300	
20	大野小学校		山田91-1	緯度 34° 08' 57" 経度 135° 13' 43"	75×100 7,500	1		有	市教育委員会 生涯学習課	073-483-4300	
21	別院広場		別院636-1	緯度 34° 10' 01" 経度 135° 17' 03"	40×35 1,400	1			市まちづくり部 管理課	073-483-8489	
22	海南下津高等学校		下津町丸田87	緯度 34° 07' 40" 経度 135° 09' 27"	50×60 3,000	1		有	市教育委員会 総務課	073-492-3347	
23	下津小学校		下津町下津477	緯度 34° 06' 35" 経度 135° 09' 11"	60×50 3,000	1		有	市教育委員会 総務課	073-492-3347	
24	下津第二中学校		下津町下278	緯度 34° 07' 39" 経度 135° 09' 52"	60×60 3,600	1		有	市教育委員会 総務課	073-492-3347	
25	海南市民運動場		大野中1106	緯度 34° 09' 27" 経度 135° 13' 50"	115×110 12,650	1			市教育委員会 生涯学習課	073-483-4300	
26	海南高等学校		大野中651	緯度 34° 09' 17" 経度 135° 13' 43"	110×100 11,000	1		有	県教育委員会 総務課	073-441-3640	
27	海南市庁舎駐車場	南赤坂11	緯度 34° 09' 28" 経度 135° 14' 22"	50×20 1,000	1		有	市管財情報課	073-483-8411		
28	橋本中央中学校	橋本市	市脇5-3-8	緯度 34° 18' 45" 経度 135° 36' 17"	130×120 15,600	1		有	市教育委員会 教育総務課	0736-33-1119	橋本市 消防本部
29	隅田小学校		隅田町垂井20	緯度 34° 19' 48" 経度 135° 38' 54"	140×78 10,920	1		有	市教育委員会 教育総務課	0736-33-1119	
30	向副緑地		向副113	緯度 34° 18' 56" 経度 135° 37' 11"	400×80 32,000	3		有	市文化スポーツ 振興公社	0736-33-2317	
31	神野々緑地		神野々1193	緯度 34° 18' 02" 経度 135° 34' 50"	110×70 7,700	1			市文化スポーツ 振興公社	0736-33-2317	
32	紀見東中学校		城山台1-39-2	緯度 34° 20' 45" 経度 135° 36' 44"	110×70 7,700	1		有	市教育委員会 教育総務課	0736-33-1119	
33	橋本市市民病院		小峰台2-8-1	緯度 34° 21' 20" 経度 135° 38' 02"	25×25 625	1		有	橋本市市民病院	0736-37-1200	
34	橋本市運動公園		北馬場454	緯度 34° 20' 04" 経度 135° 36' 59"	192×109 20,928	2			市文化スポーツ 振興公社	0736-33-2317	
35	南馬場緑地		南馬場1158-29番地先	緯度 34° 18' 23" 経度 135° 35' 24"	125×290 36,250	3			市文化スポーツ 振興公社	0736-33-2317	
36	伊都中央高等学校		高野口町名古屋558	緯度 34° 18' 20" 経度 135° 33' 53"	100×120 12,000	1		有	和歌山県教育 委員会総務課	073-441-3640	
37	若者広場		高野口町伏原1367	緯度 34° 18' 00" 経度 135° 34' 36"	300×85 25,500	2			市文化スポーツ 振興公社	0736-33-2317	
38	旧応其中学校跡地		高野口町名古屋815-1	緯度 34° 18' 20" 経度 135° 33' 43"	160×140 22,400	1			市教育委員会 教育総務課	0736-33-1119	
39	住吉運動公園	高野口町名古屋1390	緯度 34° 18' 45" 経度 135° 33' 49"	90×60 5,400	1			市文化スポーツ 振興公社	0736-33-2317		

※ 最大駐機数の( )内数は、30m×30mを1機分のスペースとして計上した「暫定(目安)数」です。

No.	名称	所在地		座標(緯度・経度) (WGS84)	東西×南北(m) 敷地面積(m <sup>2</sup> )	最大 駐機数	夜間照明 の有無	水利 設備	責任者 (管理者)	連絡電話番号	管轄消防本部
		市町村	地番等								
40	三石小学校	橋本市	三石台2-1-1	緯度 34° 21' 11" 経度 135° 36' 04"	113×98 11,074	1		有	市教育委員会 教育総務課	0736-33-1119	橋本市 消防本部
41	柱本小学校		紀見ヶ丘2-20-1	緯度 34° 22' 06" 経度 135° 36' 37"	115×110 12,650	1		有	市教育委員会 教育総務課	0736-33-1119	
42	旧西部中学校跡地		柏原500	緯度 34° 19' 18" 経度 135° 34' 56"	84×61 5,124	1		有	市教育委員会 教育総務課	0736-33-1119	
43	高野口中学校		高野口町名古屋1322-10	緯度 34° 19' 20" 経度 135° 33' 34"	105×92 9,660	1		有	市教育委員会 教育総務課	0736-33-1119	
44	市脇河川敷	有田市	市脇紀の川河川敷	緯度 34° 18' 40" 経度 135° 36' 17"	150×70 10,500	1		有	河川国道事務所 かつらぎ出張所	0736-22-0213	有田市 消防本部
45	箕島中学校		箕島79	緯度 34° 05' 00" 経度 135° 07' 35"	110×110 12,100	1		有	市教育委員会 教育総務課	0737-83-1111	
46	初島小学校		初島町里1242	緯度 34° 05' 55" 経度 135° 07' 05"	60×100 6,000	1		有	市教育委員会 教育総務課	0737-83-1111	
47	保田中学校		辻堂468	緯度 34° 04' 42" 経度 135° 08' 50"	120×90 10,800	1		有	市教育委員会 教育総務課	0737-83-1111	
48	マツケン有田球場	御坊市	宮崎町2497-2	緯度 34° 04' 28" 経度 135° 05' 29"	122×98 11,956	1		有	NPO法人和歌山 箕島球友会	0737-82-0701	御坊市 消防本部
49	有田河川敷 (ふるさとの川総合公園)		宮原町滝川原新田地先	緯度 34° 04' 42" 経度 135° 09' 43"	50×100 5,000	1		有	市経済建設部	0737-83-1111	
50	御坊小学校	御坊市	藪226	緯度 33° 53' 29" 経度 135° 09' 17"	120×130 15,600	(17)		有	市教育委員会 教育総務課	0738-23-5525	御坊市 消防本部
51	御坊市防災ヘリポート		野口35-1	緯度 33° 53' 50" 経度 135° 11' 32"	31×32 992	1	有		御坊市消防本部	0738-22-0800	
52	多目的広場		藤田町藤井2328-3	緯度 33° 54' 23" 経度 135° 10' 42"	30×60 1,800	(2)			市都市建設部 商工振興課	0738-22-5531	
53	河南中学校		塩屋町北塩屋300	緯度 33° 52' 40" 経度 135° 10' 06"	150×80 12,000	(13)		有	市教育委員会 教育総務課	0738-23-5525	
54	御坊総合運動公園 (多目的グラウンド)		塩屋町南塩屋1142	緯度 33° 51' 39" 経度 135° 10' 19"	80×180 14,400	(16)			市都市建設部 商工振興課	0738-22-5531	
55	御坊総合運動公園 (花とせせらぎの広場東)		塩屋町南塩屋1143	緯度 33° 51' 39" 経度 135° 10' 12"	50×70 3,500	(3)			市都市建設部 商工振興課	0738-22-5531	
56	国立和歌山高専		名田町野島77	緯度 33° 49' 57" 経度 135° 10' 32"	130×180 23,400	(26)		有	国立和歌山 高専学校長	0738-29-2301	
57	名田中学校		名田町上野1348-15	緯度 33° 50' 02" 経度 135° 10' 57"	100×100 10,000	(11)		有	市教育委員会 教育総務課	0738-23-5525	
58	田辺スポーツパーク	田辺市	上の山1-23-1	緯度 33° 44' 25" 経度 135° 21' 48"	90×60 5,400	4			市教育委員会	0739-22-5300	田辺市 消防本部
59	扇ヶ浜交流広場		扇ヶ浜3-1	緯度 33° 43' 36" 経度 135° 22' 34"	70×40 2,800	2			市教育委員会	0739-22-5300	
60	上秋津若もの広場		上秋津2255-5	緯度 33° 45' 4" 経度 135° 24' 34"	100×100 10,000	9		有	市教育委員会 スポーツ振興課	0739-25-2531	
61	神島台運動場		神島台9-29	緯度 33° 42' 14" 経度 135° 24' 15"	130×150 19,500	9		有	市教育委員会 スポーツ振興課	0739-25-2531	
62	神島高等学校		文里二丁目33-12	緯度 33° 42' 59" 経度 135° 23' 19"	100×120 12,000	6		有	和歌山県教育 委員会総務課	073-441-3640	
63	上芳養中学校		上芳養1525-6	緯度 33° 48' 33" 経度 135° 22' 31"	80×90 7,200	6		有	市教育委員会	0739-22-5300	
64	明洋中学校		目良4-1	緯度 33° 44' 6" 経度 135° 21' 26"	80×90 7,200	(8)		有	市教育委員会 教育総務課	0739-26-9941	
65	衣笠中学校		中三栖147-1	緯度 33° 44' 14" 経度 135° 25' 40"	110×90 9,900	(11)			市教育委員会 教育総務課	0739-26-9941	
66	旧長野中学校		長野1401	緯度 33° 45' 58" 経度 135° 26' 43"	80×40 3,200	(3)			市教育委員会 教育総務課	0739-26-9941	
67	旧伏菟野小学校		伏菟野110	緯度 33° 47' 21" 経度 135° 26' 26"	55×55 3,025	(3)			市教育委員会 教育総務課	0739-26-9941	
68	秋津川中学校		秋津川652-1	緯度 33° 47' 34" 経度 135° 25' 39"	80×80 6,400	(7)			市教育委員会 教育総務課	0739-26-9941	
69	出船入船交流施設 駐車場		上野375-4地先	緯度 33° 45' 48" 経度 135° 27' 50"	30×30 900	(1)			市総務部 防災まちづくり課	0739-26-9976	
70	竜神橋横河川敷		高雄三丁目	緯度 33° 44' 28" 経度 135° 22' 59"	120×30 3,600	(4)			西牟婁振興局 管理保全課	0739-26-7949	
71	芳養漁港		芳養松原一丁目	緯度 33° 44' 34" 経度 135° 21' 16"	130×110 14,300	(15)			市農林水産部 水産課	0739-26-9932	
72	ごまさんスカイワー (駐車場)		龍神村龍神1020-6	緯度 34° 03' 42" 経度 135° 33' 51"	80×30 2,400	2			市商工観光部 観光振興課	0739-26-9929	
73	護摩壇山森林公園 ワイルドライフ		龍神村龍神918-61	緯度 34° 02' 26" 経度 135° 34' 02"	80×50 4,000	2			西牟婁振興局農林 水産振興部林務課	0739-26-7911	
74	クミ谷 (龍神スカイライン34.6KP)		龍神村龍神	緯度 34° 02' 23" 経度 135° 34' 47"	50×20 1,000	1			マルカ林業 株式会社	0737-25-0003	
75	田辺市龍神広場		龍神村安井65-1	緯度 33° 53' 33" 経度 135° 28' 32"	90×80 7,200	4		有	市教育委員会 龍神教育事務所	0739-78-0301	
76	上山路小学校		龍神村東528	緯度 33° 53' 32" 経度 135° 29' 31"	60×50 3,000	(3)		有	市教育委員会 龍神教育事務所	0739-78-0301	
77	安井運動場		龍神村安井822	緯度 33° 53' 07" 経度 135° 28' 31"	72×63 4,536	4		有	市教育委員会 龍神教育事務所	0739-78-0301	
78	グリーングラウンド駐車場	龍神村柳瀬1469-1	緯度 33° 53' 01" 経度 135° 28' 16"	120×70 8,400	6		有	市教育委員会 スポーツ振興課	0739-25-2531		

No.	名称	所在地		座標(緯度・経度) (WGS84)	東西×南北(m) 敷地面積(m <sup>2</sup> )	最大 駐機数	夜間照明 の有無	水利 設備	責任者 (管理者)	連絡電話番号	管轄消防本部
		市町村	地番等								
79	旧甲斐ノ川小学校	田辺市	龍神村甲斐ノ川1081	緯度 33° 55' 13" 経度 135° 27' 7"	35×40 1,400	(1)			市教育委員会 龍神教育事務所	0739-78-0301	田辺市 消防本部
80	旧龍神中学校		龍神村湯ノ又222	緯度 33° 56' 27" 経度 135° 33' 16"	110×70 7,700	(8)			市教育委員会 龍神教育事務所	0739-78-0301	
81	中辺路若もの広場		中辺路町栗栖川307-2	緯度 33° 47' 31" 経度 135° 30' 56"	80×70 5,600	(6)		有	市教育委員会 スポーツ振興課	0739-25-2531	
82	中辺路多目的グラウンド		中辺路町栗栖川469-68	緯度 33° 47' 51" 経度 135° 30' 54"	130×130 16,900	(18)		有	市教育委員会 中辺路事務所	0739-64-0504	
83	近露王子公園		中辺路町近露808	緯度 33° 48' 44" 経度 135° 36' 27"	100×130 13,000	12		有	市中辺路行政局 産業建設課	0739-64-0501	
84	近野小学校		中辺路町近露1061	緯度 33° 48' 59" 経度 135° 36' 44"	100×90 9,000	6		有	市教育委員会 中辺路事務所	0739-64-0504	
85	真砂大橋上流河川敷		中辺路町真砂	緯度 33° 45' 35" 経度 135° 29' 58"	170×80 13,600	10		有	西牟婁振興局建設 部管理保全課	0739-26-7963	
86	水辺の楽校		鮎川富田川河川敷	緯度 33° 43' 38" 経度 135° 29' 05"	160×65 10,400	(10)		有	市大塔行政局 産業建設課	0739-48-0301	
87	鮎川若もの広場		鮎川1469	緯度 33° 43' 51" 経度 135° 29' 28"	90×90 8,100	4		有	市教育委員会 大塔教育事務所	0739-48-0212	
88	富里運動場		下川下816-1	緯度 33° 44' 53" 経度 135° 35' 23"	100×80 8,000	6		有	市教育委員会 大塔教育事務所	0739-48-0212	
89	三川広場		大塔村谷野口23	緯度 33° 40' 22" 経度 135° 34' 36"	80×60 4,800	2		有	市教育委員会 大塔教育事務所	0739-48-0212	
90	本宮救急ヘリポート		本宮町本宮677	緯度 33° 50' 11" 経度 135° 46' 09"	45×50 2,250	1		有	市教育委員会 本宮教育事務所	0735-42-1164	
91	熊野川河川敷(本宮消防署裏)		本宮町本宮121-2地先	緯度 33° 50' 21" 経度 135° 46' 34"	100×90 9,000	9		有	西牟婁振興局建設 部管理保全課	0739-26-7963	
92	三里小学校		本宮町大居1651	緯度 33° 51' 41" 経度 135° 45' 50"	90×55 4,950	2		有	市教育委員会 本宮教育事務所	0735-42-1164	
93	本宮小学校		本宮町耳打499	緯度 33° 48' 50" 経度 135° 46' 57"	70×80 5,600	(6)		有	市教育委員会 本宮教育事務所	0735-42-1164	
94	和歌山県立 情報交流センターBig-U		新庄町3353-9	緯度 33° 41' 45" 経度 135° 23' 40"	50×30 1,500	1		有	県企画部 情報政策課	0734-41-2405	
95	紀南病院		新庄町46-70	緯度 33° 43' 51" 経度 135° 24' 13"	20×15 300	1	有	有	紀南病院 庶務課	0739-22-5000	
96	南和歌山医療センター	たきない町27-1	緯度 33° 42' 03" 経度 135° 24' 02"	20×20 400	1		有	南和歌山医療 センター管理課	0739-26-7050		
97	新庄総合公園	たきない町24-43	緯度 33° 41' 47" 経度 135° 23' 52"	80×90 7,200	4			市長	0739-22-5300		
98	市ノ瀬若もの広場	上富田町	市ノ瀬2508	緯度 33° 42' 54" 経度 135° 27' 32"	150×80 12,000	8			町教育委員会 生涯学習課	0739-47-0550	
99	上富田スポーツセンター 野球場		朝来3869	緯度 33° 43' 08" 経度 135° 25' 34"	140×130 18,200	(20)			町教育委員会 生涯学習課	0739-47-0550	
100	上富田スポーツセンター 球技場		朝来3870	緯度 33° 42' 55" 経度 135° 25' 25"	80×120 9,600	(10)			町教育委員会 生涯学習課	0739-47-0550	
101	上富田スポーツセンター 多目的広場駐車場		朝来3871	緯度 33° 42' 56" 経度 135° 25' 31"	30×70 2,100	(2)			町教育委員会 生涯学習課	0739-47-0550	
102	稲葉根公園		岩田2988-2	緯度 33° 42' 43" 経度 135° 27' 12"	110×25 2,750	(3)			町役場 産業建設課	0739-47-0550	
103	岩田河川公園		岩田1508	緯度 33° 42' 11" 経度 135° 26' 36"	110×20 2,200	(2)			町役場 産業建設課	0739-47-0550	
104	田辺市消防本部上富田 分署裏富田川河川敷		生馬725-1地先	緯度 33° 41' 36" 経度 135° 25' 56"	50×200 10,000	6		有	西牟婁振興局建設 部管理保全課	0739-26-7963	
105	新宮市民運動競技場		佐野1501	緯度 33° 41' 17" 経度 135° 58' 08"	120×75 9,000	4			市教育委員会 生涯学習課	0735-23-3366	
106	高田若もの広場		高田1673	緯度 33° 43' 47" 経度 135° 54' 40"	110×70 7,700	5			市教育委員会 生涯学習課	0735-23-3366	
107	新宮高等学校		神倉3-2-39	緯度 33° 43' 09" 経度 135° 59' 18"	150×100 15,000	3		有	県教育委員会 総務課	073-441-3640	
108	紀南ヘリポート	あけぼの7-9	緯度 33° 43' 25" 経度 136° 00' 26"	25×20 500	2	有		市建設農林部 都市建設課	0735-23-3352		
109	市立医療センター駐車場	蜂伏18-7	緯度 33° 41' 13" 経度 135° 57' 54"	33×18 594	1		有	新宮市立 医療センター	0735-31-3333		
110	熊野川小学校グラウンド	熊野川町日足570	緯度 33° 48' 06" 経度 135° 52' 24"	70×50 3,500	1		有	市教育委員会 学校教育課	0735-23-3364		
111	熊野川若者広場	熊野川町日足646	緯度 33° 47' 57" 経度 135° 52' 21"	110×90 9,900	4			市教育委員会 学校教育課	0735-23-3364		
112	赤木救急ヘリポート	熊野川町赤木1524	緯度 33° 46' 42" 経度 135° 51' 07"	30×67 2,010	(2)			市総務部 財政課	0735-23-3341		
113	玉置口瀬の郷	熊野川町玉置口8-2	緯度 33° 53' 32" 経度 135° 53' 07"	40×20 800	1			市企画政策部 商工観光課	0735-23-3357		
114	宮井ヘリポート	熊野川町宮井377-1	緯度 33° 50' 13" 経度 135° 50' 52"	30×70 2,100	1			市熊野川行政局 住民生活課	0735-44-0301		
115	村民グラウンド	北山村	下尾井335先	緯度 33° 56' 19" 経度 135° 56' 52"	95×90 8,550	4			村役場 政策推進室	0735-49-2331	
116	北山村防災ヘリポート (大沼地区)		大沼288	緯度 33° 55' 47" 経度 135° 58' 04"	20×20 400	1		有	北山村役場 総務課	0735-49-2331	
117	打田中学校	紀の川市	東大井345	緯度 34° 16' 02" 経度 135° 21' 49"	100×95 9,500	1		有	市教育部 教育総務課	0736-77-2511	那賀消防組合 消防本部

No.	名称	所在地		座標(緯度・経度) (WGS84)	東西×南北(m) 敷地面積(m <sup>2</sup> )	最大 駐機数	夜間照明 の有無	水利 設備	責任者 (管理者)	連絡電話番号	管轄消防本部
		市町村	地番等								
118	打田若も広の広場	紀の川市	花野604	緯度 34° 15' 19" 経度 135° 21' 20"	120×80 9,600	2			市教育部 生涯スポーツ課	0736-77-2511	那賀消防組合 消防本部
119	池田小学校		南中327	緯度 34° 16' 36" 経度 135° 21' 17"	120×80 9,600	1	有		市教育部 教育総務課	0736-77-2511	
120	田中小学校		打田1491	緯度 34° 15' 28" 経度 135° 21' 51"	100×60 6,000	1	有		市教育部 教育総務課	0736-77-2511	
121	紀の川市役所本庁舎東駐車場		東大井地内	緯度 34° 16' 12" 経度 135° 21' 50"	25×50 1,250	(1)			市	0736-77-2511	
122	粉河小学校		粉河1558	緯度 34° 16' 18" 経度 135° 24' 07"	90×90 8,100	1	有		市教育部 教育総務課	0736-77-2511	
123	粉河中部運動場		粉河1479	緯度 34° 16' 24" 経度 135° 24' 07"	120×100 12,000	1	有		市教育部 教育総務課	0736-77-2511	
124	粉河高等学校		粉河4632	緯度 34° 16' 23" 経度 135° 24' 31"	150×120 18,000	2	有		県教育委員会 総務課	073-441-3640	
125	鞆淵小・中学校グラウンド		中鞆淵251-2	緯度 34° 13' 08" 経度 135° 27' 34"	80×80 6,400	1			市教育部 教育総務課	0736-77-2511	
126	粉河運動場		粉河693	緯度 34° 15' 55" 経度 135° 24' 21"	140×100 14,000	6			市教育部 生涯スポーツ課	0736-77-2511	
127	粉河西部運動場		北志野560	緯度 34° 17' 20" 経度 135° 23' 05"	80×70 5,600	1			市教育部 生涯スポーツ課	0736-77-2511	
128	ハイランドパーク		中津川802	緯度 34° 20' 07" 経度 135° 25' 05"	00×00 0	1			市農林商工部 農林整備課	0736-77-2511	
129	名手小学校		名手西野321	緯度 34° 16' 14" 経度 135° 25' 56"	117×66 7,722	1	有		市教育部 教育総務課	0736-77-2511	
130	那賀中学校		名手市場1061	緯度 34° 16' 43" 経度 135° 26' 34"	80×60 4,800	1	有		市教育部 教育総務課	0736-77-2511	
131	麻生津小学校		麻生津中16	緯度 34° 15' 56" 経度 135° 26' 38"	50×84 4,200	1	有		市教育部 教育総務課	0736-77-2511	
132	上名手小学校		江川中988	緯度 34° 17' 36" 経度 135° 26' 40"	52×83 4,316	1	有		市教育部 教育総務課	0736-77-2511	
133	那賀総合運動場		名手西野紀の川河川敷	緯度 34° 16' 15" 経度 135° 26' 29"	110×70 7,700	1			市教育部 生涯スポーツ課	0736-77-2511	
134	調月小学校	桃山町調月1101	緯度 34° 13' 41" 経度 135° 19' 54"	75×36 2,700	1	有		市教育部 教育総務課	0736-77-2511		
135	桃山グラウンド	桃山町段地先紀の川河川敷	緯度 34° 14' 56" 経度 135° 20' 23"	176×100 17,600	4			市教育部 生涯スポーツ課	0736-77-2511		
136	介護予防拠点施設	桃山町野田原639	緯度 34° 11' 40" 経度 135° 23' 00"	60×60 3,600	1			市保健福祉部 高齢介護課	0736-77-2511		
137	桃源郷運動公園	桃山町最上1147-11	緯度 34° 13' 18" 経度 135° 21' 23"	75×106 7,950	1	有		市教育部 生涯スポーツ課	0736-77-2511		
138	貴志川中学校	貴志川町上野山232	緯度 34° 13' 00" 経度 135° 18' 33"	80×100 8,000	1	有		市教育部 教育総務課	0736-77-2511		
139	長山ふれあい公園	貴志川町長山277-735	緯度 34° 12' 40" 経度 135° 17' 10"	120×120 14,400	2			市教育部 生涯学習課	0736-77-2511		
140	丸栖小学校	貴志川町丸栖206	緯度 34° 13' 52" 経度 135° 19' 34"	50×70 3,500	1	有		市教育部 教育総務課	0736-77-2511		
141	東貴志小学校	貴志川町井ノ口148	緯度 34° 12' 21" 経度 135° 19' 19"	70×80 5,600	1	有		市教育部 教育総務課	0736-77-2511		
142	貴志川高等学校	貴志川町長原400	緯度 34° 13' 04" 経度 135° 18' 20"	95×100 9,500	1	有		県教育委員会 総務課	073-441-3640		
143	貴志川スポーツ公園 ソフトボール場	貴志川町井ノ口1411-10	緯度 34° 11' 39" 経度 135° 19' 41"	180×188 33,840	3			市教育部 生涯スポーツ課	0736-77-2511		
144	中貴志小学校	貴志川町上野山55	緯度 34° 13' 00" 経度 135° 18' 44"	55×55 3,025	(3)	有		市教育部 教育総務課	0736-77-2511		
145	西貴志小学校	貴志川町長原167	緯度 34° 12' 50" 経度 135° 17' 59"	45×60 2,700	(3)	有		市教育部 教育総務課	0736-77-2511		
146	細野溪流キャンプ場	桃山町垣内258-1	緯度 34° 11' 17" 経度 135° 25' 16"	60×47 2,820	(3)			市農林商工部 商工観光課	0736-77-2511		
147	那賀高等学校	岩出市	高塚115	緯度 34° 15' 37" 経度 135° 19' 17"	76×88 6,688	1	有		県教育委員会 総務課	073-441-3640	
148	岩出中学校		西野65	緯度 34° 15' 41" 経度 135° 18' 31"	120×120 14,400	1	有		市教育部 教育総務課	0736-61-6961	
149	山崎小学校		中黒100	緯度 34° 16' 04" 経度 135° 17' 30"	85×70 5,950	1	有		市教育部 教育総務課	0736-61-6961	
150	岩出小学校		清水30	緯度 34° 15' 05" 経度 135° 19' 07"	80×90 7,200	1	有		市教育部 教育総務課	0736-61-6961	
151	根来小学校		根来479	緯度 34° 16' 40" 経度 135° 18' 34"	65×60 3,900	1	有		市教育部 教育総務課	0736-61-6961	
152	上岩出小学校		水栖514	緯度 34° 16' 11" 経度 135° 19' 35"	70×100 7,000	1	有		市教育部 教育総務課	0736-61-6961	
153	大宮緑地総合 運動公園		西野413	緯度 34° 15' 19" 経度 135° 18' 15"	50×64 3,200	2			市教育部 生涯学習課	0736-62-0370	
154	岩出第二中学校		野上野155	緯度 34° 16' 27" 経度 135° 19' 01"	100×140 14,000	1	有		市教育部 教育総務課	0736-61-6961	
155	山崎北小学校		西安上70	緯度 34° 16' 33" 経度 135° 17' 30"	60×80 4,800	1	有		市教育部 教育総務課	0736-61-6961	
156	中央小学校		川尻202	緯度 34° 16' 11" 経度 135° 18' 59"	95×70 6,650	1	有		市教育部 教育総務課	0736-61-6961	

No.	名称	所在地		座標(緯度・経度) (WGS84)	東西×南北(m) 敷地面積(m <sup>2</sup> )	最大 駐機数	夜間照明 の有無	水利 設備	責任者 (管理者)	連絡電話番号	管轄消防本部
		市町村	地番等								
157	若もの広場	岩出市	根来2347-20	緯度 34° 17' 13" 経度 135° 18' 35"	150×80 12,000	4			市教育部 生涯学習課	0736-62-0370	那賀消防組合 消防本部
158	岡田スポーツ広場		岡田109	緯度 34° 14' 59" 経度 135° 19' 36"	100×85 8,500	1		有	市教育部 生涯学習課	0736-62-0370	
159	文化センター 防災ヘリポート	紀美野町	神野市場217	緯度 34° 09' 06" 経度 135° 21' 14"	40×40 1,600	1			町役場総務課	073-489-5912	紀美野町 消防本部
160	袁津呂地区 防災ヘリポート		袁津呂3-1	緯度 34° 10' 07" 経度 135° 22' 52"	30×30 900	1			町役場総務課	073-489-5912	
161	紀美野町スポーツ公園 多目的運動広場		動木518	緯度 34° 10' 28" 経度 135° 18' 28"	100×100 10,000	(11)		有	町教育委員会 教育課	073-489-5910	
162	志賀野運動場		西野11-1	緯度 34° 10' 05" 経度 135° 21' 11"	60×65 3,900	(4)		有	町役場 企画管財課	073-489-5913	
163	長谷毛原中学校		毛原宮222	緯度 34° 09' 36" 経度 135° 27' 46"	100×80 8,000	(8)			町教育委員会 教育課	073-489-5910	
164	美里中学校		野中494-1	緯度 34° 08' 52" 経度 135° 21' 01"	100×70 7,000	(7)		有	町教育委員会 教育課	073-489-5910	
165	りら創造芸術 高等専修学校		真国宮56	緯度 34° 10' 11" 経度 135° 22' 38"	52×50 2,600	(2)		有	りら創造芸術 高等専修学校	073-497-9111	
166	農村総合センター		野中387-1	緯度 34° 08' 34" 経度 135° 21' 10"	100×100 10,000	(11)			町教育委員会 教育課	073-489-5910	
167	のかみふれあい公園		西野971-1	緯度 34° 10' 49" 経度 135° 20' 58"	100×100 10,000	(11)			町役場産業課	073-489-5901	
168	海南高校 美里分校グラウンド		毛原中689	緯度 34° 09' 13" 経度 135° 27' 10"	50×50 2,500	(2)		有	県教育委員会 総務課	073-441-3640	
169	上神野公園広場		鎌滝691	緯度 34° 08' 28" 経度 135° 22' 53"	50×40 2,000	(2)			町教育委員会 教育課	073-489-5910	
170	小川小学校		中田4	緯度 34° 07' 55" 経度 135° 19' 28"	48×52 2,496	(2)		有	町教育委員会 教育課	073-489-5910	
171	生石山第2駐車場		中田899-34、899-36	緯度 34° 06' 17" 経度 135° 19' 27"	100×20 2,000	(2)			町役場産業課	073-489-5901	
172	元長谷小学校		長谷宮129-2	緯度 34° 10' 45" 経度 135° 28' 46"	40×40 1,600	1		有	町役場 企画管財課	073-489-5913	
173	慶風高等学校		田64	緯度 34° 08' 23" 経度 135° 24' 57"	55×35 1,925	(2)		有	町役場 企画管財課	073-489-5913	
174	河南公園グラウンド	かつらぎ町	東洪田626-3	緯度 34° 17' 2" 経度 135° 29' 25"	100×80 8,000	1			町教育委員会 生涯学習課	0736-22-0303	伊都 消防組合 消防本部
175	妙寺・紀ノ川 第2スポーツ公園		丁ノ町2530	緯度 34° 17' 40" 経度 135° 31' 4"	90×60 5,400	2			町産業観光課	0736-22-0300	
176	金剛寺緑地広場 グラウンド		花園新子256-1	緯度 34° 07' 53" 経度 135° 33' 39"	80×80 6,400	1			町地域振興課	0737-26-0321	
177	安田島公園	九度山町	九度山外新開	緯度 34° 17' 49" 経度 135° 34' 16"	80×50 4,000	1			町教育委員会	0736-54-2019	高野町 消防本部
178	入郷コミュニティ 消防センター広場		入郷23-1	緯度 34° 17' 37" 経度 135° 33' 18"	75×50 3,750	1			町地域防災課	0736-54-2019	
179	慈尊院農村公園		慈尊院449-1	緯度 34° 17' 39" 経度 135° 32' 24"	40×25 1,000	1			町建設課	0736-54-2019	
180	高野山中学校	高野町	高野山26-2	緯度 34° 13' 17" 経度 135° 35' 25"	78×96 7,488	3		有	学校長	0736-56-2116	湯浅広川 消防組合 消防本部
181	高野町防災ヘリポート		高野山13-4	緯度 34° 11' 54" 経度 135° 33' 51"	110×110 12,100	3		有	町役場 防災危機対策室	0736-56-9911	
182	高貴防災ヘリポート		西高貴378-3、378-4	緯度 34° 15' 43" 経度 135° 41' 35"	35×25 875	1			町役場 防災危機対策室	0736-56-9911	
183	高野山高等学校 グラウンド		高野山212	緯度 34° 12' 57" 経度 135° 34' 39"	100×100 10,000	3			学校長	0736-56-2204	
184	高野山森林公園 ちびっこ野球場		高野山144-24	緯度 34° 13' 12" 経度 135° 35' 38"	70×70 4,900	2			町役場 観光振興課	0736-56-2780	
185	高野町総合グラウンド		高野山26-5	緯度 34° 13' 22" 経度 135° 35' 29"	80×100 8,000	3			町役場 教育委員会	0736-56-3050	
186	高野山小学校高貴分校グラウンド		東高貴202	緯度 34° 15' 48" 経度 135° 42' 00"	80×50 4,000	2			学校長	0736-53-2120	
187	耐久高等学校グラウンド		湯浅町	湯浅1985	緯度 34° 02' 14" 経度 135° 11' 03"	100×100 10,000	(11)			県教育委員会 総務課	
188	湯浅中学校グラウンド	湯浅1815		緯度 34° 02' 22" 経度 135° 11' 02"	80×80 6,400	(7)			町教育委員会	0737-63-1111	
189	田村小学校グラウンド	湯浅町田359		緯度 34° 03' 17" 経度 135° 09' 03"	70×70 4,900	(5)			町教育委員会	0737-63-1111	
190	田栖川小学校グラウンド	湯浅町栖原1384		緯度 34° 02' 39" 経度 135° 09' 56"	40×75 3,000	(3)			町教育委員会	0737-63-1111	
191	山田小学校グラウンド	湯浅町山田1920		緯度 34° 01' 38" 経度 135° 12' 11"	50×60 3,000	(3)			町教育委員会	0737-63-1111	
192	湯浅町町民グラウンド	有田川町		熊井714-4	緯度 34° 02' 12" 経度 135° 11' 55"	90×90 8,100	(9)			湯浅町 教育委員会	0737-63-1111
193	なぎの里球場			熊井694-1	緯度 34° 02' 14" 経度 135° 11' 52"	90×90 8,100	(9)			湯浅町 教育委員会	0737-63-1111
194	広川町民多目的広場	広川町	広1473	緯度 34° 01' 48" 経度 135° 10' 18"	75×100 7,500	(8)			町教育委員会	0737-23-7795	湯浅広川 消防組合 消防本部
195	広川町若もの広場		前田312-1	緯度 33° 59' 43" 経度 135° 11' 54"	70×70 4,900	(5)			町教育委員会	0737-23-7795	

No.	名称	所在地		座標(緯度・経度) (WGS84)	東西×南北(m) 敷地面積(m <sup>2</sup> )	最大 駐機数	夜間照明 の有無	水利 設備	責任者 (管理者)	連絡電話番号	管轄消防本部
		市町村	地番等								
196	耐久中学校	広川町	広1123	緯度 34° 01' 29" 経度 135° 10' 07"	120×80 9,600	(10)		有	町教育委員会	0737-23-7795	湯浅広川 消防組合 消防本部
197	南広小学校西広分校		唐尾15-2	緯度 34° 00' 23" 経度 135° 09' 09"	65×30 1,950	(2)		有	町教育委員会	0737-23-7795	
198	たちばな支援学校		和田21-3	緯度 34° 01' 28" 経度 135° 09' 54"	60×40 2,400	(2)			県教育委員会 総務課	073-441-3640	
199	広小学校		広631	緯度 34° 01' 24" 経度 135° 10' 32"	70×50 3,500	(3)		有	町教育委員会	0737-23-7795	
200	有田中央高校	有田川町	下津野459	緯度 34° 04' 09" 経度 135° 13' 03"	120×90 10,800	(12)		有	県教育委員会 総務課	073-441-3640	有田川町 消防本部
201	藤並小学校		天満631	緯度 34° 03' 41" 経度 135° 12' 26"	74×44 3,256	(3)		有	町総務政策部 総務課	0737-52-2111	
202	田殿小学校		井口47	緯度 34° 04' 42" 経度 135° 12' 51"	60×47 2,820	(3)		有	町総務政策部 総務課	0737-52-2111	
203	御霊小学校		庄35	緯度 34° 03' 48" 経度 135° 14' 28"	100×60 6,000	(6)		有	町総務政策部 総務課	0737-52-2111	
204	吉備中学校		下津野1223-1	緯度 34° 03' 44" 経度 135° 12' 50"	80×80 6,400	(7)		有	町総務政策部 総務課	0737-52-2111	
205	有田川町 防災ステーション		上中島875-4	緯度 34° 04' 14" 経度 135° 11' 56"	27×23 621	1		有	町総務政策部 総務課	0737-52-2111	
206	きび東グラウンド		庄962-1	緯度 34° 04' 18" 経度 135° 14' 01"	90×87 7,830	(8)			町総務政策部 総務課	0737-52-2111	
207	庄有田川 河川敷グラウンド		庄地先	緯度 34° 04' 22" 経度 135° 13' 55"	200×60 12,000	(13)		有	町総務政策部 総務課	0737-52-2111	
208	金屋中学校		中井原252	緯度 34° 03' 50" 経度 135° 15' 33"	100×80 8,000	(8)		有	町総務政策部 総務課	0737-52-2111	
209	金屋若者広場		吉原1827	緯度 34° 02' 38" 経度 135° 14' 53"	60×70 4,200	(4)			町総務政策部 総務課	0737-52-2111	
210	石垣小学校		吉原792-1	緯度 34° 02' 55" 経度 135° 15' 11"	100×60 6,000	(6)		有	町総務政策部 総務課	0737-52-2111	
211	鳥屋城小学校		金屋647	緯度 34° 03' 59" 経度 135° 14' 59"	80×70 5,600	(6)		有	町総務政策部 総務課	0737-52-2111	
212	白馬中学校		二川7	緯度 34° 03' 38" 経度 135° 21' 31"	80×80 6,400	(7)		有	町総務政策部 総務課	0737-52-2111	
213	有田中央高校 清水分校		清水1024	緯度 34° 05' 15" 経度 135° 26' 04"	60×90 5,400	(6)			県教育委員会 総務課	073-441-3640	
214	清水救急ヘリポート		清水604	緯度 34° 05' 25" 経度 135° 26' 32"	40×40 1,600	1			町総務政策部 総務課	0737-52-2111	
215	安諦小学校		板尾139	緯度 34° 07' 11" 経度 135° 29' 39"	60×80 4,800	(5)		有	町総務政策部 総務課	0737-52-2111	
216	清水若者広場		三田456-3	緯度 34° 05' 37" 経度 135° 24' 57"	90×100 9,000	(10)			町総務政策部 総務課	0737-52-2111	
217	西八幡救急ヘリポート		沼951-4	緯度 34° 05' 45" 経度 135° 23' 24"	30×30 900	1			町総務政策部 総務課	0737-52-2111	
218	明恵の里スポーツ公園		中井原738	緯度 34° 03' 25" 経度 135° 15' 42"	80×100 8,000	(8)			町総務政策部 総務課	0737-52-2111	
219	有田川町消防本部		庄1042	緯度 34° 03' 12" 経度 135° 14' 24"	116×120 13,920	6		有	有田川町 消防本部	0737-52-5950	
220	生石高原駐車場		生石803	緯度 34° 06' 19" 経度 135° 19' 32"	80×120 9,600	(10)		有	紀美野町役場 総務課	073-489-5912	
221	東急ゴルフクラブ駐車場		釜中423-12	緯度 34° 06' 41" 経度 135° 14' 02"	40×30 1,200	1			東急ゴルフクラブ	0737-32-4109	
222	黒沢ハイランド駐車場		彦ヶ瀬386	緯度 34° 07' 44" 経度 135° 17' 38"	40×40 1,600	1			黒沢牧場	073-487-3127	
223	海南高原ゴルフ場		上六川542	緯度 34° 07' 18" 経度 135° 15' 12"	30×30 900	1			海南高原 ゴルフクラブ	073-487-2890	
224	早月ヘリポート	尾上13-1	緯度 34° 04' 56" 経度 135° 19' 02"	20×20 400	1			町総務政策部 総務課	0737-52-2111		
225	西ヶ峯ヘリポート	西ヶ峯430	緯度 34° 05' 36" 経度 135° 16' 56"	20×20 400	1			町総務政策部 総務課	0737-52-2111		
226	五郷地区 コミュニティセンター前	中原465	緯度 34° 02' 53" 経度 135° 23' 08"	30×25 750	1			町総務政策部 総務課	0737-52-2111		
227	二川ヶートホール場	二川439	緯度 34° 04' 09" 経度 135° 21' 21"	24×14 336	1			町総務政策部 総務課	0737-52-2111		
228	下湯川ふるさと村施設	下湯川742-1	緯度 34° 03' 36" 経度 135° 26' 59"	20×20 400	1			町総務政策部 総務課	0737-52-2111		
229	沼谷ヘリポート	沼谷169	緯度 34° 07' 48" 経度 135° 28' 03"	20×20 400	1		有	町総務政策部 総務課	0737-52-2111		
230	中峯川村ヘリポート	中峯518	緯度 34° 05' 33" 経度 135° 17' 55"	47×12 564	1			川村 哲夫	0737-34-2002		
231	三尾場外離着陸場	美浜町	三尾746-1	緯度 33° 53' 32" 経度 135° 05' 13"	25×25 625	1			町役場 防災企画課	0738-22-4123	日高広域 消防事務組合 消防本部
232	第1若者広場		田井521-30	緯度 33° 52' 59" 経度 135° 08' 51"	100×70 7,000	(7)			町教育委員会	0738-22-4123	
233	煙樹海岸		和田1979-12地先	緯度 33° 53' 26" 経度 135° 07' 40"	100×100 10,000	(11)			日高振興局建設部 管理保全課	073-432-4111	
234	松洋中学校		吉原958	緯度 33° 53' 00" 経度 135° 08' 51"	90×80 7,200	(8)		有	町教育委員会	0738-22-4123	



No.	名称	所在地		座標(緯度・経度) (WGS84)	東西×南北(m) 敷地面積(m <sup>2</sup> )	最大 駐機数	夜間照明 の有無	水利 設備	責任者 (管理者)	連絡電話番号	管轄消防本部
		市町村	地番等								
235	日高中学校	日高町	志賀71-1	緯度 33° 55' 16" 経度 135° 07' 35"	90×70 6,300	(7)		有	町教育委員会 教育課	0738-63-2051	日高広域 消防事務組合 消防本部
236	日高町若もの広場		池田451	緯度 33° 56' 42" 経度 135° 07' 41"	100×100 10,000	(11)			町教育委員会 教育課	0738-63-2051	
237	旧比井小学校		比井938	緯度 33° 55' 21" 経度 135° 05' 01"	50×60 3,000	(3)		有	町教育委員会 教育課	0738-63-2051	
238	産湯海水浴場 駐車場		産湯725-1	緯度 33° 54' 28" 経度 135° 04' 59"	40×100 4,000	(4)		有	町産業建設課	0738-63-2051	
239	マツケンスポーツグラウンド		荊木383-1	緯度 33° 55' 15" 経度 135° 08' 56"	100×60 6,000	(6)		有	県教育庁 スポーツ課	073-431-1080	
240	マツケンスポーツグラウンド 駐車場		荊木310-1	緯度 33° 55' 15" 経度 135° 08' 59"	130×60 7,800	(8)			県教育庁 スポーツ課	073-431-1080	
241	由良中学校	由良町	阿戸708	緯度 33° 57' 30" 経度 135° 06' 59"	100×80 8,000	(8)		有	町教育委員会 教育課	0738-65-1800	
242	由良町民運動場		吹井822-2	緯度 33° 58' 12" 経度 135° 05' 45"	120×120 14,400	(16)			町教育委員会 教育課	0738-65-1800	
243	由良町防災ヘリポート		吹井941-1	緯度 33° 58' 17" 経度 135° 06' 53"	25×25 625	1		有	町総務政策課	0738-65-1801	
244	海自由良基地		阿戸708-5	緯度 33° 57' 29" 経度 135° 06' 52"	100×100 10,000	(11)		有	海上自衛隊阪神基 地隊造修科	078-441-1001	
245	印南中学校	印南町	大字印南2145	緯度 33° 49' 14" 経度 135° 13' 01"	80×75 6,000	(6)		有	町総務課	0738-42-0120	
246	切目中学校		大字西ノ地1467	緯度 33° 48' 14" 経度 135° 14' 34"	90×65 5,850	(6)		有	町総務課	0738-42-0120	
247	印南町若者広場		大字山口1580-1	緯度 33° 49' 29" 経度 135° 12' 59"	100×90 9,000	(10)		有	町総務課	0738-42-0120	
248	古井運動場		大字古井806	緯度 33° 51' 13" 経度 135° 16' 05"	80×80 6,400	(7)		有	町総務課	0738-42-0120	
249	清流中学校		大字古井5	緯度 33° 50' 54" 経度 135° 15' 57"	80×80 6,400	(7)		有	町総務課	0738-42-0120	
250	稲原小学校		大字印南原4955-1	緯度 33° 51' 54" 経度 135° 14' 02"	80×80 6,400	(7)		有	町総務課	0738-42-0120	
251	共和球場	みなべ町	筋24	緯度 33° 46' 58" 経度 135° 19' 47"	100×100 10,000	(11)			町教育学習課	0739-74-3134	
252	清川球場		清川1267	緯度 33° 51' 07" 経度 135° 23' 43"	100×100 10,000	(11)		有	町教育学習課	0739-74-3134	
253	南部高等学校		芝407	緯度 33° 45' 55" 経度 135° 19' 30"	100×110 11,000	(12)		有	県教育委員会 総務課	073-441-3640	
254	南部小学校		北道289	緯度 33° 45' 55" 経度 135° 19' 17"	80×80 6,400	(7)		有	町教育学習課	0739-74-3134	
255	ミナベ化工(株) 工場敷地		気佐藤321-2	緯度 33° 46' 34" 経度 135° 19' 21"	80×100 8,000	(8)			ミナベ化工(株) 総務グループ	0739-72-3220	
256	千里ヶ丘球場		山内1570-116	緯度 33° 46' 30" 経度 135° 17' 15"	100×100 10,000	(11)			町教育学習課	0739-74-3134	
257	旧清川中学校		清川2202	緯度 33° 51' 15" 経度 135° 23' 58"	120×200 24,000	(26)		有	町総務課	0739-72-2015	
258	上南部中学校		東本庄91	緯度 33° 47' 32" 経度 135° 19' 54"	120×120 14,400	(16)		有	町教育学習課	0739-74-3134	
259	町民広場		気佐藤170-3	緯度 33° 46' 35" 経度 135° 19' 07"	80×80 6,400	(7)		有	町教育学習課	0739-74-3134	
260	岩代小学校		西岩代2162	緯度 33° 46' 51" 経度 135° 16' 49"	40×40 1,600	1		有	町教育学習課	0739-74-3134	
261	名之内広場		清川3940	緯度 33° 50' 57" 経度 135° 25' 30"	50×50 2,500	(2)		有	町教育学習課	0739-74-3134	
262	高城小学校		土井431	緯度 33° 51' 10" 経度 135° 21' 02"	60×60 3,600	(4)		有	町教育学習課	0739-74-3134	
263	高城中学校		滝81	緯度 33° 50' 56" 経度 135° 21' 25"	85×85 7,225	(8)		有	町教育学習課	0739-74-3134	
264	南部川右岸防災ヘリポート		筋528	緯度 33° 47' 17" 経度 135° 19' 6"	25×25 625	(1)			町教育学習課	0739-74-3135	
265	川辺若者広場		日高川町	和佐2136	緯度 33° 53' 30" 経度 135° 12' 42"	100×100 10,000	(11)			町教育委員会 教育課	0738-22-8816
266	三百瀬広場			三百瀬1114	緯度 33° 56' 22" 経度 135° 14' 51"	80×80 6,400	(7)			町教育委員会 教育課	0738-22-8816
267	中津川広場	中津川1357-1		緯度 33° 55' 54" 経度 135° 11' 59"	80×80 6,400	(7)			町教育委員会 教育課	0738-22-8816	
268	玄子広場	玄子625-4		緯度 33° 55' 17" 経度 135° 12' 24"	80×80 6,400	(7)			町教育委員会 教育課	0738-22-8816	
269	小熊広場	小熊6076		緯度 33° 54' 30" 経度 135° 11' 47"	100×98 9,800	(10)			町教育委員会 教育課	0738-22-8816	
270	南山スポーツ公園 (陸上競技場)	和佐1030-1		緯度 33° 53' 12" 経度 135° 12' 10"	150×100 15,000	(16)		有	町教育委員会 教育課	0738-22-8816	
271	中津若者広場	高津尾1040-1		緯度 33° 57' 25" 経度 135° 17' 45"	80×80 6,400	(7)		有	町教育委員会 教育課	0738-22-8816	
272	中津中学校	三佐19-2		緯度 33° 55' 45" 経度 135° 18' 40"	92×78 7,176	(7)			町教育委員会 教育課	0738-22-8816	
273	子十浦多目的施設	三十木155		緯度 33° 58' 24" 経度 135° 19' 36"	111×65 7,215	(8)		有	町教育委員会 教育課	0738-22-8816	

No.	名称	所在地		座標(緯度・経度) (WGS84)	東西×南北(m) 敷地面積(m <sup>2</sup> )	最大 駐機数	夜間照明 の有無	水利 設備	責任者 (管理者)	連絡電話番号	管轄消防本部	
		市町村	地番等									
274	船津広場	日高川町	船津1484	緯度 33° 57' 24" 経度 135° 16' 17"	100×101 10,100	(11)		有	町教育委員会 教育課	0738-22-8816	日高広域 消防事務組合 消防本部	
275	美山中学校		川原河129	緯度 33° 58' 53" 経度 135° 21' 57"	60×70 4,200	(4)		有	町教育委員会 教育課	0738-22-8816		
276	美山若者広場		初湯川213-48	緯度 33° 57' 37" 経度 135° 23' 14"	100×80 8,000	(8)		有	町教育委員会 教育課	0738-22-8816		
277	寒川広場		寒川127	緯度 33° 57' 18" 経度 135° 27' 53"	60×80 4,800	(5)			町教育委員会 教育課	0738-22-8816		
278	鳴滝ゲートボール場		坂野川150-1	緯度 33° 55' 40" 経度 135° 17' 32"	138×52 7,176	(7)			町教育委員会 教育課	0738-22-8816		
279	白浜中学校	白浜町	白浜町2601	緯度 33° 40' 48" 経度 135° 21' 09"	130×80 10,400	2		有	町教育委員会	0739-43-5555	白浜町 消防本部	
280	富田中学校		栄320	緯度 33° 39' 21" 経度 135° 23' 31"	90×70 6,300	2		有	町教育委員会	0739-43-5555		
281	白浜球場		白浜町1-1	緯度 33° 41' 39" 経度 135° 21' 21"	120×115 13,800	3			町長	0739-43-5555		
282	南紀白浜空港		白浜町2926	緯度 33° 39' 44" 経度 135° 21' 52"	104,725	26	有	有	県土整備部 港湾空港局	073-441-3155		
283	北富田小学校		内ノ川579	緯度 33° 40' 24" 経度 135° 24' 32"	60×70 4,200	1		有	町教育委員会	0739-43-5555		
284	元椿小学校		椿316	緯度 33° 36' 34" 経度 135° 24' 08"	92×100 9,200	1		有	町教育委員会	0739-43-5555		
285	しらとりスポーツ広場		十九淵154-1	緯度 33° 39' 40" 経度 135° 23' 55"	100×40 4,000	(4)		有	役場総務課	0739-43-5555		
286	日置中学校		日置979-2	緯度 33° 33' 58" 経度 135° 26' 26"	66×96 6,336	3		有	町教育委員会	0739-43-5555		
287	三舞中学校		安居635	緯度 33° 36' 23" 経度 135° 28' 50"	80×55 4,400	1		有	町教育委員会	0739-43-5555		
288	元川添中学校		市鹿野1166	緯度 33° 39' 34" 経度 135° 31' 57"	43×43 1,849	1		有	町教育委員会	0739-43-5555		
289	日置小学校		日置979-1	緯度 33° 33' 56" 経度 135° 26' 31"	65×95 6,175	1		有	町教育委員会	0739-43-5555		
290	日置川大古		大古日置川河川敷	緯度 33° 34' 30" 経度 135° 27' 34"	160×50 8,000	5		有	県土整備部 河川課	073-441-3134		
291	白浜町玉伝		玉伝496-1	緯度 33° 40' 53" 経度 135° 31' 09"	160×100 16,000	17			山長グループ	0739-22-1779		
292	日置川安居		安居日置川河川敷	緯度 33° 36' 39" 経度 135° 29' 07"	120×80 9,600	8		有	県土整備部 河川課	073-441-3134		
293	日置川防災ヘリポート		日置2040-24	緯度 33° 34' 12" 経度 135° 26' 03"	20×20 400	1		有	町長	0739-43-5555		
294	玉伝集会所 東側休耕田		玉伝字東平419	緯度 33° 39' 31" 経度 135° 30' 43"	35×35 1,225	(1)		有	個人 (連絡先は白浜町消防本部)	0739-43-0119		
295	すさみ町若者広場		すさみ町	周参見3827	緯度 33° 33' 11" 経度 135° 30' 02"	100×70 7,000	6			町教育委員会		0739-55-2146
296	江住小学校			江住670	緯度 33° 30' 20" 経度 135° 36' 00"	90×48 4,320	3		有	町教育委員会		0739-55-2146
297	元佐本小学校			佐本中92	緯度 33° 35' 26" 経度 135° 37' 38"	64×51 3,264	2		有	町総務課		0739-55-4802
298	すさみ町総合運動公園横サッカーコート			周参見4857-3	緯度 33° 33' 20" 経度 135° 28' 59"	140×93 13,020	12			町教育委員会		0739-55-2146
299	勝浦小学校	那智勝浦町	勝浦816	緯度 33° 37' 52" 経度 135° 56' 49"	65×62 4,030	(4)		有	町教育委員会	0735-52-4686	那智勝浦町 消防本部	
300	浦島駐車場		勝浦1061	緯度 33° 37' 59" 経度 135° 56' 59"	70×64 4,480	(4)			(株)浦島 観光ホテル	0735-52-1011		
301	下里中学校		下里480	緯度 33° 35' 03" 経度 135° 55' 16"	90×75 6,750	(7)		有	町教育委員会	0735-52-4686		
302	宇久井中学校		宇久井1073	緯度 33° 39' 32" 経度 135° 58' 15"	85×50 4,250	(4)		有	町教育委員会	0735-52-4686		
303	木戸浦運動場		天満441-5	緯度 33° 38' 12" 経度 135° 56' 13"	100×120 12,000	(13)			町観光企画課	0735-52-0555		
304	天満球場グラウンド		天満1785	緯度 33° 38' 23" 経度 135° 55' 40"	100×95 9,500	(10)			町観光企画課	0735-52-0555		
305	下里小学校		下里2862	緯度 33° 34' 31" 経度 135° 55' 10"	70×43 3,010	(3)		有	町教育委員会	0735-52-4686		
306	那智中学校		天満1639	緯度 33° 38' 18" 経度 135° 55' 43"	80×60 4,800	(5)		有	町教育委員会	0735-52-4686		
307	浦島駐車場		天満441-11	緯度 33° 38' 06" 経度 135° 56' 19"	270×90 24,300	(27)			(株)浦島 観光ホテル	0735-52-1011		
308	渡の島駐車場		勝浦485-12	緯度 33° 37' 38" 経度 135° 56' 51"	150×40 6,000	(6)			紀州勝浦漁業協同 組合	0735-52-0951		
309	市野々小学校		市野々2604	緯度 33° 39' 48" 経度 135° 54' 36"	60×60 3,600	(4)		有	教育委員会	0735-52-4686		
310	宇久井小学校		宇久井214	緯度 33° 39' 37" 経度 135° 58' 18"	70×60 4,200	(4)		有	教育委員会	0735-52-4686		
311	旧浦神小学校	浦神1804	緯度 33° 33' 31" 経度 135° 53' 42"	60×40 2,400	(2)		有	教育委員会	0735-52-4686			
312	旧太田中学校	南大居220	緯度 33° 35' 49" 経度 135° 53' 19"	78×64 4,992	(5)		有	教育委員会	0735-52-4686			

※ 最大駐機数の( )内数は、30m×30mを1機分のスペースとして計上した「暫定(目安)数」です。

No.	名称	所在地		座標(緯度・経度) (WGS84)	東西×南北(m) 敷地面積(m <sup>2</sup> )	最大 駐機数	夜間照明 の有無	水利 設備	責任者 (管理者)	連絡電話番号	管轄消防本部		
		市町村	地番等										
313	旧色川中学校	那智勝浦町	大野2410-1	緯度 33° 40' 30" 経度 135° 50' 55"	62×46 2,852	(3)		有	教育委員会	0735-52-4686	那智勝浦町 消防本部		
314	籠ふるさと塾		田垣内2095	緯度 33° 39' 56" 経度 135° 49' 52"	35×45 1,575	1			町農林水産課	0735-52-0555			
315	那智高原公園		那智山5-3	緯度 33° 40' 05" 経度 135° 52' 57"	100×38 3,800	(4)			町農林水産課	0735-52-0555			
316	那智ヘリポート (那智漁港)		浜ノ宮542先	緯度 33° 38' 45" 経度 135° 56' 20"	35×50 1,750	1	有		町農林水産課	0735-52-0555			
317	(株)チスイ所有地		宇久井1532周辺	緯度 33° 39' 49" 経度 135° 58' 04"	100×100 10,000	(11)			(株)チスイ	0735-23-0930			
318	福祉健康センター隣接地		天満1418-2	緯度 33° 37' 55" 経度 135° 56' 02"	44×55 2,420	(2)			町福祉課	0735-52-0555			
319	朝日若者広場		朝日3丁目136	緯度 33° 37' 47" 経度 135° 56' 21"	65×59 3,835	(4)			町観光企画課	0735-52-0555			
320	太田小学校		南大居200	緯度 33° 35' 47" 経度 135° 53' 19"	45×55 2,475	(2)		有	教育委員会	0735-52-4686			
321	教育センター		二河75	緯度 33° 36' 41" 経度 135° 55' 30"	60×60 3,600	(4)			教育委員会	0735-52-4686			
322	串本古座高等学校 串本校舎		串本町	串本1523	緯度 33° 27' 44" 経度 135° 46' 40"	120×91 10,920	(12)			県教育委員会 総務課		073-441-3640	串本町 消防本部
323	大島中学校			須江1482	緯度 33° 27' 58" 経度 135° 49' 29"	86×66 5,676	4			町教育課		0735-62-0555	
324	公民館赤瀬支館			和深2876-1	緯度 33° 29' 21" 経度 135° 40' 31"	80×53 4,240	2		有	町教育課		0735-62-0555	
325	潮岬望楼の芝	潮岬2865-1他		緯度 33° 26' 15" 経度 135° 45' 47"	340×140 47,600	44		有	潮岬財産区	0735-62-0555			
326	潮岬青少年の家	潮岬668-1		緯度 33° 26' 47" 経度 135° 46' 56"	100×60 6,000	(6)			県青少年・男女 共同参画課	073-441-2500			
327	串本町総合運動公園 多目的グラウンド	サンコ台1105		緯度 33° 28' 59" 経度 135° 47' 03"	120×80 9,600	(10)			町教育課	0735-62-0555			
328	上野山防災広場内 防災対応離着陸場	上野山291-1		緯度 33° 31' 08" 経度 135° 49' 55"	80×80 6,400	(7)			町総務課	0735-62-0555			
329	大島小学校	須江1577-11		緯度 33° 27' 50" 経度 135° 49' 41"	80×84 6,720	(7)			町教育課	0735-62-0555			
330	サンコ台防災ヘリポート	サンコ台691-5		緯度 33° 29' 07" 経度 135° 47' 05"	30×29 870	1	有		町教育課	0735-62-0555			
331	旧和深中学校	和深927		緯度 33° 30' 16" 経度 135° 39' 24"	65×65 4,225	(4)		有	町教育課	0735-62-0555			
332	串本西中学校	田並1300		緯度 33° 29' 18" 経度 135° 43' 02"	60×70 4,200	(4)			町教育課	0735-62-0555			
333	野風漁港ヘリポート	田並708-3		緯度 33° 29' 16" 経度 135° 42' 28"	30×30 900	1			町総務課	0735-62-0555			
334	稲村環境管理センター 跡地	有田883		緯度 33° 29' 11" 経度 135° 44' 17"	37×21 777	1		有	町総務課	0735-62-0555			
335	旧錦富小学校	二色1523		緯度 33° 28' 59" 経度 135° 45' 53"	30×65 1,950	(2)			町教育課	0735-62-0555			
336	西向小学校	西向638		緯度 33° 30' 53" 経度 135° 49' 13"	30×50 1,500	1			町教育課	0735-62-0555			
337	重畳山公園	伊串		緯度 33° 31' 27" 経度 135° 47' 45"	30×60 1,800	(2)			町総務課	0735-62-0555			
338	串本古座高等学校 古座校舎	中湊370		緯度 33° 31' 25" 経度 135° 49' 39"	120×70 8,400	(9)		有	県教育委員会 総務課	073-441-3640			
339	田原小学校	田原1300		緯度 33° 32' 18" 経度 135° 52' 06"	60×100 6,000	(6)			町教育課	0735-62-0555			
340	古座あさかぜ園	上田原1237	緯度 33° 33' 20" 経度 135° 52' 08"	54×67 3,618	(4)		有	県福祉事業団	0375-74-0211				
341	明神小学校	古座川町	一雨41	緯度 33° 32' 12" 経度 135° 45' 24"	150×60 9,000	(10)			町教育委員会	0735-72-3344	古座川町 消防本部		
342	古座中学校		高池139	緯度 33° 31' 28" 経度 135° 49' 22"	85×70 5,950	4			町教育委員会	0735-72-3344			
343	高瀬若者広場		高瀬326	緯度 33° 32' 09" 経度 135° 46' 43"	90×120 10,800	(12)			町総務課	0735-72-0180			
344	七川総合センター		下露345	緯度 33° 37' 10" 経度 135° 42' 33"	77×58 4,466	2			町総務課	0735-72-0180			
345	古座川町多目的広場		蔵土62	緯度 33° 33' 24" 経度 135° 41' 31"	245×100 24,500	24			町総務課	0735-72-0180			
346	小川地区ヘリポート		小川774-1	緯度 33° 36' 06" 経度 135° 45' 56"	70×24 1,680	1			町総務課	0735-72-0180			
347	平井地区ヘリポート		平井1259	緯度 33° 37' 53" 経度 135° 41' 39"	25×25 625	1			町総務課	0735-72-0180			
348	三尾川小学校		三尾川935	緯度 33° 33' 28" 経度 135° 41' 12"	38×58 2,204	(2)			町教育委員会	0735-72-3344			
349	町民グラウンド		太地町	太地1770-51	緯度 33° 34' 55" 経度 135° 57' 08"	80×80 6,400	(7)			町教育委員会		0735-59-2335	非常備消防
350	小長井地区広場 (太地町防災ヘリポート)			太地2995-1	緯度 33° 59' 58" 経度 135° 9' 43"	70×40 2,800	(3)			町総務課		0735-59-2335	

## 県防災ヘリコプター活用計画

### 和歌山県防災ヘリコプター応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、和歌山県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が災害による被害を最小限に防止するため、和歌山県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の行政区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、市町村等の行政区域内で災害が発生した場合に当該市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が次のいずれかに該当するため、防災ヘリによる活動が必要と判断するとき、和歌山県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等の行政区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、災害の防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他の必要事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、第4条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、和歌山県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 第4条の規定による応援要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部を置かない町村にあっては、当該町村長）が行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 第4条の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、和歌山県下消防広域相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第4条の規定に基づく応接要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、和歌山県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第8条の規定にかかわらず、和歌山県が負担するものとする。

(その他)

采10条 この協定に定めのない事項は、和歌山県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成8年3月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書59通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

平成8年2月22日

和歌山県知事	西	口	勇
和歌山市長	尾	崎	吉弘
海南市長	石	田	真敏
橋本市長	北	村	翼
有田市長	中	本	重夫
御坊市長	柏	木	征夫
田辺市長	脇	中	孝
新宮市長	岸		順三
下津町長	橋	爪	麟児
野上町長	黒	西	健司
美里町長	小	馬場	俊彦
打田町長	根	来	公士
粉阿町長	岡		正之
那賀町長	東		健児
桃山町長	山	下	忠男
貴志川町長	中	村	慎司
桃山町長	中	村	隆行
かつらぎ町長	南		衛
高野口町長	松	本	一郎
九度山町長	奥	野	恒太郎
高野町長	西	田	正弘
花園村長	部	矢	敏三

湯浅町長	妻 木 尚 武
広川町長	石 原 久 男
吉備町長	平 松 貞 昭
金屋町長	熊ノ郷 健
清水町長	川 原 淳 造
美浜町長	成 瀬 峯 次
日高町長	志 賀 政 憲
由良町長	中 井 勤
川辺町長	柏 木 勉
中津村長	笹 朝 一
美山村長	池 本 功
龍神村長	古久保 治 一
南部川村長	山 田 五 良
南部町長	山 崎 繁 雄
印南町長	大 谷 泰 治
白浜町長	真 鍋 清兵衛
中辺路町長	廣 畑 一 夫
大塔村長	松 本 善 美
上富田町長	山 根 好 一
日置川町長	三 倉 重 夫
すさみ町長	桂 功
串本町長	岸 谷 昇
那智勝浦町長	湯 浅 昌 治
太地町長	濱 中 節 夫
古座町長	城 盛 治
古座川町長	田 中 誠 也
熊野川町長	宮 本 留 雄
本宮町長	中 山 喜 弘
北山村長	三 谷 雄 明
野上美里消防組合管理者	黒 西 健 司
那賀郡消防組合管理者	中 村 隆 行
伊部消防組合管理者	南 衛
有田消防組合管理者	平 松 貞 昭
湯浅広川消防組合管理者	妻 木 尚 武
日高広域消防事務組合管理者	志 賀 政 憲
大辺路消防組合管理者	桂 功
古座川消防組合管理者	田 中 誠 也

## 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県及び関西広域連合は、近畿圏危機発生時の相互応援について次のとおり協定を締結する。

## (趣旨)

第1条 この協定は、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県（以下「府県」という。）の区域において、次の事態（以下「危機」という。）が発生し、当該区域を所管する府県だけでは十分に応急対策が実施できない場合に、関西広域連合及び府県が連携して府県間の応援活動を迅速に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急処理事態
- (3) 前2号に定めるもののほか、府県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

## (調整)

第2条 福井県、三重県、奈良県及び関西広域連合は、被応援府県に対する応援府県の応援活動が速やかに行われるよう協議する。

- 2 関西広域連合は、前項の協議を踏まえ、関西広域連合構成府県を含めた広域応援について調整を行う。

## (応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣
  - (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
  - (3) 資機材の提供
  - (4) 避難者及び傷病者の受入れ
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
- 2 前項に掲げる応援を実効あるものとするため、関西広域連合及び府県は、平素から関係機関等と十分な連携を図ることにより、危機発生時の迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努める。
  - 3 具体的な応援内容等については、必要に応じて事象ごとに別途定める。

## (被害状況等の連絡)

第4条 府県は、当該府県の区域において相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合は、速やかに関西広域連合に被害状況等を連絡するものとする。

- 2 関西広域連合は、前項の連絡を受けた場合は、全ての府県の被害状況等を確認し取りまとめ、全ての府県に連絡するものとする。

## (応援要請等の手続)

第5条 応援を受けようとする府県は、必要とする応援の内容について、関西広域連合に対し、文書により要請するものとする。ただし、その暇がない場合は、口頭により要請し、後に文書を速やかに提出するものとする。

- 2 関西広域連合は、前項の要請を受けた場合は、速やかに他の府県と調整の上、応援の割当てを定めた応援計画を作成し、被応援府県及び応援府県に対し、文書により通知するものと

する。ただし、その暇がない場合は、口頭により連絡し、後に文書を速やかに提出するものとする。

- 3 第1項の要請をもって、被応援府県から応援府県に対して応援の要請があったものとみなす。

#### (応援の実施)

第6条 前条第2項の応援計画の通知を受けた応援府県は、当該応援計画に基づき、被応援府県を応援するものとする。

#### (応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として当該応援を受けた被応援府県が負担する。

- 2 被応援府県が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、かつ、被応援府県から要請があった場合には、応援府県は当該経費を一時繰替支弁する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、その応援に要した経費については武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第165条の定めるところによる。
- 4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被応援府県が、被応援府県への往復の途中において生じたものについては応援府県が、その損害を賠償するものとする。

#### (緊急派遣)

第8条 府県の区域において震度6弱以上の地震が観測された場合、又は府県間の通信の途絶等の緊急事態が生じた場合において、甚大な被害が推測されるときは、関西広域連合及び府県は、相互に調整の上、当該府県に職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集等を行うものとする。

- 2 前項の情報収集等の結果、特に緊急を要し第5条第1項の要請を待つ暇がないと認められるときは、府県は、同要請を待たずに緊急派遣を受けた府県を応援することができる。
- 3 前項の応援については、第5条第1項の要請があったものとみなす。

#### (物資等の携行)

第9条 関西広域連合及び応援府県は、職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

#### (資料の交換)

第10条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行えるよう、毎年6月末日までに、関西防災・減災プラン、関西広域応援・受援実施要綱、各府県地域防災計画、各府県国民保護計画その他応急活動に必要な参考資料を相互に交換するものとする。ただし、参考資料の内容に重要な変更があった場合には、その都度、相互に連絡するものとする。

#### (連絡会議の実施)

第11条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年度、第1条に掲げる危機に関する連絡会議を実施するものとする。

#### (訓練の実施)

第12条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策に関する訓練を実施するものとする。



(その他)

第13条 この協定に定めのない事項は、必要の都度、関西広域連合及び府県が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成24年10月25日から適用する。
- 2 この協定の適用をもって、平成18年4月26日に締結した「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」は廃止する。

この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、各団体記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年10月25日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井戸敏三

奈良県

奈良県知事 荒井正吾

和歌山県

和歌山県知事 仁坂吉伸

徳島県

徳島県知事 飯泉嘉門

関西広域連合

広域連合長 井戸敏三

# 大規模広域災害時におけるフォークリフトの提供に関する協定

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市（以下「府縣市」という。）及び関西広域連合（以下「広域連合」という。）とトヨタL&F近畿株式会社、トヨタL&F兵庫株式会社、トヨタL&F奈良株式会社、トヨタL&F和歌山株式会社、トヨタL&F岡山株式会社、トヨタL&F徳島株式会社（以下「事業者」という。）は、大規模広域災害の発生時におけるフォークリフトの提供に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、大規模広域災害の発生時において、基幹的物資拠点（0（ゼロ）次物資拠点）及び府縣市圏域の物資拠点、備蓄拠点及びこれらの代替施設の運営に必要なフォークリフトの提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （要請）

第2条 広域連合及び府縣市は、事業者の所有するフォークリフトの提供が必要と認めるときは、事業者に対して、文書により、次に掲げる事項を明らかにし、要請するものとする。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）提供を必要とするフォークリフトの種類及び台数
- （2）提供を必要とする期間及び場所
- （3）その他必要な事項

## （提供）

第3条 事業者は、前条の規定によりフォークリフトの提供要請を受けたときは、特別の理由のない限り、要請を行った広域連合及び府縣市（以下「要請団体」という。）にフォークリフトを提供するものとする。

2 この協定に基づいたフォークリフトの搬送については、提供を行う事業者（以下「提供事業者」という。）が行うものとする。

## （報告）

第4条 提供事業者は、前条の規定に基づき提供を行った場合は、文書により、要請団体に対して、次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）提供したフォークリフトの種類及び台数
- （2）提供した期間及び場所
- （3）その他必要な事項

## （費用の負担）

第5条 第3条の規定に基づき、提供事業者が要した費用については、原則として要請団体が負担するものとする。

2 前項の費用については、当該業務を行うために要する通常の実費とし、要請団体及び提供事業者が協議して定める。

(費用の請求及び支払い)

第6条 提供事業者は、フォークリフトの提供終了後、前条の費用について要請団体へ請求する。

2 要請団体は、前項の請求があったときは、同府県市が定める規定に準じて、その費用を提供事業者に支払う。

(損害の負担)

第7条 第3条の規定により提供を受けたフォークリフトの使用によって生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む)の負担は、要請団体が負うものとする。

2 前項の規定に関わらず、支援の開始前又は終了後の輸送時において生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む)の負担は、提供事業者が負うものとする。

(個別協定との関係)

第8条 この協定は、府県市がフォークリフトの提供等に関し、事業者と個別に締結している協定(この協定の適用日以降に締結するものを含む)の効力を妨げるものではない。

(適用)

第9条 この協定は、令和2年3月19日から適用する。

(疑義の処理)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し、疑義が生じたときは、府県市、広域連合及び事業者にて協議の上処理するものとする。

この協定の締結の証として本書を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月19日

関西広域連合  
広域連合長 井戸敏三

滋賀県  
滋賀県知事 三日月大造

京都府  
京都府知事 西脇隆俊

大阪府  
大阪府知事 吉村洋文

兵庫県  
兵庫県知事 井戸敏三

奈良県  
奈良県知事 荒井正吾

和歌山県  
和歌山県知事 仁坂吉伸

鳥取県  
鳥取県知事 平井伸治

徳島県  
徳島県知事 飯泉嘉門

京都市  
京都市長 門川大作

大阪市

大阪市長 松井 一郎

堺市

堺市長 永藤 英機

神戸市

神戸市長 久元 喜造

トヨタ L&F 近畿株式会社

代表取締役社長 上田 典昭

トヨタ L&F 兵庫株式会社

代表取締役社長 倉世 古哲司

トヨタ L&F 奈良株式会社

代表取締役社長 菊池 攻

トヨタ L&F 和歌山株式会社

代表取締役会長 小川 至弘

トヨタ L&F 岡山株式会社  
代表取締役社長 末長 一 範

トヨタ L&F 徳島株式会社  
代表取締役社長 玉置 潔

## 災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県（以下「府県」という。）、関西広域連合並びに（事業者名：別紙のとおり）（以下「事業者」という。）は、災害等緊急時におけるヘリコプターの運航について次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、豪雨、洪水、豪雪、高潮、地震その他異常気象により災害が発生した場合あるいは武力攻撃事態等の危機事象が発生した場合等緊急時（以下「災害等緊急時」という。）において、府県が事業者所有のヘリコプターを使用して応急対策に必要な物資又は人員の輸送等を行う場合に必要な事項を定めるものとする。

## （運航要請）

第2条 府県は、災害等緊急時において、事業者所有のヘリコプターを使用して応急対策に必要な物資又は人員の輸送等を行う必要があると認めた場合には、事業者に対してヘリコプターの運航を要請することができる。

2 前項の要請は文書によるものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 複数府県の同時被災等による運航要請の集中が予想される場合において、関西広域連合は、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定を踏まえ、府県間の運航要請の調整を行うものとする。

## （運航要請に対する措置）

第3条 事業者は、前条の規定により要請を受けた場合は、通常業務、気象状況等により運航に支障がある場合を除き、速やかにヘリコプター及び操縦士を出動させるとともに、その対応状況について要請を行った府県（以下「要請府県」という。）に連絡するものとする。

## （運航時間及び運航時の指揮）

第4条 運航は、要請府県の要請に基づき出動するヘリコプターが、現に駐機している定置場を出発した時に始まり、当該定置場に帰着した時に終わるものとする。

2 運航中のヘリコプターの飛行コースについては、要請府県が指示するものとする。ただし、操縦士がヘリコプターの運航上重大な支障があると認めるときは、この限りでない。

## （運航時のヘリコプターの定置場）

第5条 運航時のヘリコプターの定置場は、要請府県が指定する地点とする。

## （経費の負担）

第6条 第2条第1項の規定により出動したヘリコプターの運航費用については、要請府県の負担とする。

2 第1項に定める費用については、航空法第105条の規定により、事業者が国土交通大臣に届け出た運賃・料金とする。支払方法については、要請府県と事業者が別途契約等により定めるものとする。

## （損害賠償責任）

第7条 運航中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、事業者がその賠償の責任を負う。ただし、当該損害が要請府県の責めに帰すべき理由によるものであるときは、要請府県がその賠償の責任を負う。



(他の協定との関係)

第8条 この協定は、府県が既に締結している協定を妨げるものではない。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、府県、関西広域連合及び事業者が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成25年3月5日から適用する。
- 2 (※継続事業者分に関し記載) この協定の適用をもって、平成21年2月23日に締結した「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定書」は廃止する。

この協定を証するため、本書11通を作成し、府県、関西広域連合及び事業者がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年3月5日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

(所在地) 別紙のとおり

(事業者名) 別紙のとおり

(代表者職・氏名) 別紙のとおり



## 災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する細目協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県（以下「府県」という。）、関西広域連合並びに（事業者名：別紙のとおり）（以下「事業者」という。）は、平成 25 年 3 月 5 日をもって府県、関西広域連合及び事業者の間において締結した「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定」（以下「本協定」という。）第 9 条の規定に基づき、運航費用等に関して次のとおり細目協定を締結する。

### （ヘリコプターの運航要請の方法）

第 1 条 本協定第 2 条第 1 項の規定による要請は、運航要請書（様式第 1 号）により行うものとする。

### （ヘリコプターの運航実績の報告）

第 2 条 事業者は、本協定第 2 条第 1 項の規定により要請を受けた場合において、本協定に基づく業務を実施したときは、運航を要請した府県（以下「要請府県」という。）に運航実績報告書（様式第 2 号）を提出するものとする。

### （ヘリコプターの運航費用）

第 3 条 要請府県は、前条に規定する運航実績報告書の内容を適当と認めたときは、ヘリコプターの運航費用を、事業者からの適正な請求書を受領した日から 30 日以内に事業者に支払うものとする。

2 前項の費用については、事業者が航空法第 105 条による国土交通大臣に届け出た提供機種の業務区分（空輸または作業）ごとの時間当たり単価に運航時間を乗じて得た金額（1 時間に満たない運航時間（分）は、時間当たり単価を 60 で除した額（1 分当たり単価）に、当該 1 時間に満たない運航時間（分）を乗じて得た金額）の合計額に当該合計額に係る消費税額及び地方消費税額を加えた額（以下「運航費用」という。）とする。

- 1) 空輸 要請府県の要請に基づき出動したヘリコプターが、現に駐機している空港又はヘリポートと、要請府県が指定するヘリポート間を移動する際の時間
- 2) 作業 要請府県の要請に基づき出動したヘリコプターが、要請府県の指示により指定するヘリポート間を移動する際の時間

3 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により、諸手続費用又は運航費用の 105 分の 5 に相当する額である。

### （機種等の通知）

第 4 条 事業者は、保有するヘリコプターの機数、搭載可能人数及び搭載可能重量等について、毎年 3 月末日までに、保有するヘリコプターの概要通知書（様式第 3 号）により関西広域連合に通知するものとする。

2 関西広域連合は、前項の通知を受けた場合は、当該通知書の写しを府県に送付するものとする。

### （疑義の解決）

第 5 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じた事項については、府県、関西広域連合及び事業者が協議してその都度定める。

この協定の締結を証するため本書 11 通を作成し、府県、関西広域連合及び事業者がそれぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 25 年 3 月 5 日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

(所在地) 別紙のとおり

(事業者名) 別紙のとおり

(代表者職・氏名) 別紙のとおり

# 運 航 要 請 書

様

印

「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。

運航年月日	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分		
業 務 内 容	①概要  ②搭乗予定者数 人【搭乗者名簿添付】  ③積載物資の有無(寸法/重量) 有り(寸法          /重量          ) 無し ④使用資器材		
集 結 地 等	名称: 住所: 緯度経度:  【ヘリポート概要図添付】	到着希望 時 刻	年 月 日 時 分
運 航 ル ー ト	【運航ルート図添付】		
気 象 状 況	天候:          風向:          風速:          m/sec    気温:          °C 視界:          m                  気象予報等(                  警報・注意報)		
連 絡 窓 口	府県窓口	TEL:                          /FAX:	
	防災航空事務所	TEL:                          /FAX:	
備 考			

# 運航実績報告書

様

印

「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定」に基づき業務を実施したので、下記のとおり報告します。

運航年月日	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分 [所要時間: 時間 分]		
業務内容	①概要  ②搭乗者数 人【搭乗者名簿添付】  ③積載物資の有無(寸法/重量) 有り(寸法 / 重量 ) 無し ④使用資器材		
集結地等		到着時刻	年 月 日 時 分
運航コース			
連絡窓口	TEL: / FAX:		
備考			





(別紙)

No.	所在地	事業者名	代表者職・氏名
1	大阪府八尾市空港2丁目12	朝日航洋株式会社	西日本航空支社長 永瀬 貴紀
2	愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜 2番地	中日本航空株式会社	代表取締役社長 柴田 拓
3	香川県高松市兵庫町8番地1	四国航空株式会社	代表取締役社長 片岡 佳英
4	東京都江東区新木場四丁目7番15号	アカギヘリコプター株式会社	代表取締役社長 坂本 純一
5	東京都江東区新木場四丁目7番51号	東邦航空株式会社	代表取締役社長 宇田川 雅之
6	兵庫県神戸市中央区神戸空港8	学校法人ヒラタ学園	理事長 平田 勇

※順不同

## 紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、紀伊半島に位置する三重県、奈良県及び和歌山県（以下「三県」という）において災害等が発生し、被災県独自では被災者の救援等の災害対策が十分実施できない場合に、三県が相互に協力し応援活動を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。ただし、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定（平成8年2月20日締結）」による応援活動が実施された場合は、これによるものとする。

(相互連絡体制等の整備)

第2条 三県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局（以下「担当部局」という。）を定めるとともに、通信手段の多ルート化を図るなど、相互の迅速かつ円滑な情報伝達及び連絡系統の確立に努め、災害等が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 三県は、災害等相互応援体制をより堅固なものとするため県境を超えた市町村間の協力体制の構築促進に努めるものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供及び斡旋
- (2) 被災者の救出・救護・防疫等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供及び斡旋
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供及び斡旋
- (4) 情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 避難者及び傷病者の搬送及び受入れ
- (6) ヘリコプターの活用による応援
  - ア 第1号から第5号までに掲げる応援
  - イ 林野火災空中消火
  - ウ 救急患者等の搬送
  - エ 遭難者等の捜索及び救助
  - オ その他ヘリコプターの活用による応援が有効と認められる事項
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第4条 応援を受けようとする県は、必要とする応援の内容について、他の県に文書により要請を行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

2 要請を受けた県は、速やかに他の県と調整の上、応援計画を作成し、被災県に対し、応援内容を連絡するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた県が、応援を受けた県への往復の途中において生じたものについては応援した県が賠

償の責めに任ずる。

- 3 応援を受けた県が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた県から要請があった場合には、応援した県は、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

(応援の自主出勤)

第6条 災害等が発生し、被災県との連絡が取れない場合で、応援を行おうとする県が必要と認めるときは、調査隊を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

- 2 前項の応援に要した経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする県の負担とする。

(災害対策連絡会の設置等)

第7条 三県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、三県の防災担当で構成する災害対策連絡会を設置し、あらかじめ応援内容を具体的に定めるとともに、毎年その見直しを行い、次の資料を作成し、交換するものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 担当部局の責任者、補助者等の職名及び氏名並びにその連絡方法等
- (3) ヘリポート等の所在地及び位置図
- (4) 救急医療施設等の名称及び所在地並びにその機能
- (5) 食糧、飲料水及び生活必需物資の備蓄状況
- (6) その他応援に必要な事項

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度三県が協議して定めるものとする。

(施行期日)

第9条 この協定は、平成8年8月2日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、三者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年8月2日

三重県知事 北川正恭

奈良県知事 柿本善也

和歌山県知事 西口勇

## 紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」(以下「協定」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援要請の手続き)

第2条 応援を受けようとする県は、応援要請書(別記様式)により可能な限り内容を明記して、応援を要請するものとする。

(応援経費の負担)

第3条 協定第5条に定める応援経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 備蓄資機材及び備蓄物資等の提供に係るそれらの輸送、補充に要する経費については、要請県の負担とする。
- (2) 応援職員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (3) 協定第3条第1項第6号に定めるヘリコプターの活用による応援に要した経費については、次のとおりとする。ただし、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」(昭和61年5月30日付け消防庁次長通知)(以下「応援実施要綱」という。)に基づく応援活動の場合は、これによるものとする。
  - ア ヘリコプターの燃料費、ヘリコプターの修繕料及びヘリコプター搭乗員の諸手当その他の応援に伴う通常の経費は、応援県の負担とする。
  - イ 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請県の負担とする。ただし、応援県の重大な過失により発生した損害賠償は、応援県の負担とする。
  - ウ 前号に定める要請県の負担額は、応援県の加入する航空保険により支払われる金額を控除した額とする。
  - エ ヘリコプターの活用による応援の始期及び終期は応援実施要綱第10の規定によるものとする。
- (4) その他応援に要する経費については、原則として要請県の負担とする。

(災害対策連絡会の運営)

第4条 協定第7条の規定に基づく災害対策連絡会(以下「連絡会」という)の運営に関し、必要な事項を次のとおり定める。

- (1) 連絡会は委員3人をもって構成する。
- (2) 委員は三県の防災主管課長をもって充てる。
- (3) 連絡会に会長を置く。
- (4) 会長は次の順序で三県の持ち回りとし、当該県の委員をもって充てる。

三重県、奈良県、和歌山県
- (5) 会長の任期は1年とする。
- (6) 連絡会は毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は、随時開催することができる。
- (7) 連絡会の事務は、会長の属する県の防災主管課において処理する。

(その他)

第5条 この協定実施細目に定めのない事項等については、その都度三県が協議して定めるものとする。

附 則

(適用)

この協定実施細目は、平成8年8月2日から適用する。

平成8年8月2日

三重県環境安全部長

奈良県総務部長

和歌山県総務部長

(別記様式)

第 号  
平成 年 月 日

(応援依頼) 県知事 へ

(要請) 県知事名

## 応 援 要 請 書

紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 応援を要する理由

2 添付書類

3 連絡先

担当課・係名

---

担当者名

---

電話番号

---

F A X 番号

---

## 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

### (趣旨)

- 第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

### (広域応援)

- 第2条 全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。
- 2 都道府県は、相互扶助の精神に基づき、被災県の支援に最大限努めなくてはならない。
- 3 第1項による広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。
- 4 都道府県は、第1項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努める。

### (カバー（支援）県の設置)

- 第3条 都道府県は、各ブロック内で被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（以下「カバー（支援）県」という。）を協議のうえ、定めるものとする。
- 2 カバー（支援）県は、被災県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災県を補完することを主な役割とする。
- 3 カバー（支援）県について必要な事項は、各ブロックの相互応援協定等で定め、その内容を全国知事会に報告するものとする。

### (幹事県等の設置等)

- 第4条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県等（ブロックにおける支援本部等を含む。以下同じ。）を置く。
- 2 幹事県等は、原則として第7条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県等とした場合は、この限りでない。
- 3 幹事県等は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整



を行い、大規模かつ広域な災害等の場合には、自らが属するブロック内の被災県からの要請に応じて全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

- 4 幹事県等が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県等に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。
- 5 各ブロックの幹事県等は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県等を変更したときも同様とする。
- 6 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。
- 7 全国知事会は、第5項又は前項による報告を受けた場合には、その状況を取りまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

#### （災害対策都道府県連絡本部の設置）

第5条 いずれかの都道府県において、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務を迅速かつ的確に進めるため、災害発生後速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

- 2 連絡本部は、被災県及び被災県のカバー（支援）県並びに被災県の所属するブロックの幹事県等に対して被災情報等の報告を求める。
- 3 連絡本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

#### （緊急広域災害対策本部の設置）

第6条 第2条第1項の広域応援に係る事務を迅速かつ的確に実施するため、全国知事会は、全国知事会会長を本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- 2 対策本部は、前条第1項の連絡本部が設置されている場合は、その事務を引き継ぎ情報収集・連絡事務を行うとともに、広域応援に係る調整、広域応援実施に係る記録・データの整理事務を行う。
- 3 対策本部は、前項の事務を行うにあたり、別に定めるところにより、東京事務所長会の代表世話人への連絡を通して、各都道府県東京事務所から職員の応援を得るものとする。
- 4 対策本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

#### （広域応援の要請）

第7条 被災県は、次の表の自ら所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに全国知事会又は自らが所属するブロックの幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。
  - (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
  - (2) 施設、提供業務の種類又は幹旋の内容
  - (3) 職種及び人数
  - (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
  - (5) 応援期間（見込みを含む。）
  - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 4 前項の連絡を受けた幹事県等は、速やかに、被災県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。
- 5 全国知事会は、第3項又は前項の連絡を受け、第2条第1項で規定する広域応援を実施するときは、速やかに全都道府県へその旨を連絡するとともに、各ブロック幹事県等と連携し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡するものとする。
- 6 広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 7 第3項又は第4項による連絡をもって、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。
- 8 通信の途絶等により第3項又は第4項の連絡がなされず、かつ、広域応援の必要があ

ると全国知事会会長が認める場合は、第2条第1項に規定する広域応援を実施する。この場合、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第8条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。

ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
- 3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(ブロック間応援)

第9条 幹事県等の調整の下、被災県からの要請に基づき、被災県が属するブロックに対してその隣接ブロックは、応援を行う（以下「ブロック間応援」という。）。

- 2 前項の応援の要請は、被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県から応援を要請するブロックの幹事県等へなされることを基本とする。
- 3 前項の応援については、第2条第3項及び第8条の規定を準用する。
- 4 被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県は、第1項の応援の要請をしたことを速やかに全国知事会へ連絡するものとし、連絡を受けた全国知事会は、被災県が応援を要請したブロックに対し、協力を要請するものとする。
- 5 第1項及び前項の要請を受けたブロックは、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第11条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

57-03-00 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

附則 この協定は、平成 18 年 7 月 12 日から適用する。

2 平成 8 年 7 月 18 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 19 年 7 月 12 日から適用する。

2 平成 18 年 7 月 12 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 24 年 5 月 18 日から適用する。

2 平成 19 年 7 月 12 日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会東日本大震災復興協力本部本部長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成 24 年 5 月 18 日

全 国 知 事 会 会 長  
京 都 府 知 事

全国知事会  
東日本大震災復興協力本部本部長  
埼 玉 県 知 事

北海道東北地方知事会会長  
北 海 道 知 事

関東地方知事会会長  
静 岡 県 知 事

中部圏知事会会長  
愛 知 県 知 事

近畿ブロック知事会会長  
奈 良 県 知 事

中国地方知事会会長  
岡 山 県 知 事

四国知事会常任世話人  
徳 島 県 知 事

九州地方知事会会長  
大 分 県 知 事

57-04-00

## 和歌山県と徳島県の消防防災ヘリコプター運航不能期間等 における相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、和歌山県（以下「甲」という。）と徳島県（以下「乙」という。）の相互間における、消防防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(耐空検査等の調整)

第2条 甲と乙は、耐空検査等について相互に連絡し、点検スケジュールを調整するよう努めるものとする。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、甲又は乙がそれぞれ保有するヘリのいずれか一方が耐空検査、整備、その他の事象等により運航不能の場合、又は他の用務のため出動できない場合、若しくは保有するヘリのみでは出動事案に対応できない場合に、ヘリの出動を必要とした県（以下「要請側」という。）が行うものとする。ただし、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日付消防救第61号消防庁次長通知）の対象となる場合を除く。

(応援)

第4条 前条による応援要請を受けた県（以下「応援側」という。）は、所掌業務、気象状況等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

(応援要請の手続き)

第5条 応援要請の手続きは、電話又はファクシミリにより、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 出動事案の概要
- (2) 必要な応援の内容
- (3) 発生の日時、場所及び状況
- (4) 現場の最高指揮者の所属・職・氏名及び現場との連絡方法
- (5) 現場の気象状況
- (6) ヘリの離着陸場所及び地上支援体制
- (7) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (8) ヘリの給油場所
- (9) その他必要な事項

(応援の中断)

第6条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側は要請側と協議のうえ応援活動を中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第7条 この協定に基づく応援活動は、応援要請を受けてヘリが基地を出発したときから始まり、基地に帰着したときに終了するものとする。ただし、ヘリが基地以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援活動は始まるものとする。

2 前条の規定により応援活動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援活動は終了するものとする。

(出動したヘリの連携)

第8条 応援のため出動したヘリは、支援を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めるときは、その旨を要請側の消防機関に通告するものとする。

(経費の負担)

第9条 応援に要する派遣隊員の給与、手当及び旅費並びにヘリの燃料費（応援先において給油する場合を除く。）及び消耗品等の経常経費は応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する補償費
- (2) 出動したヘリの損傷に対する諸経費
- (3) 一般人の死傷に伴う損害賠償に要する諸経費

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

4 第1項から第3項に定めるもの以外に要した経費の負担については、その都度協議して定めるものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、域内の臨時離着陸場等について情報交換等を行い、応援活動が円滑に行うことができるよう日頃から努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年9月1日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 徳島県知事 飯 泉 嘉 門

様式1 市町村相互応援協定の締結状況

県災害対策課

57-05-00

(平成25年6月1日現在)

番号	市町村名	相互応援協定名	協定締結先 (管内市町村)	協定締結先 (管外市町村)	締結年月日	協定内容
1	和歌山市	災害時相互応援に関する協定		奈良県奈良市	H8.12.16	災害応急対策及び災害復旧対策の相互応援
2	和歌山市	徳島市及び和歌山市災害時相互応援に関する協定		徳島県徳島市	H9.8.1	災害応急対策及び災害復旧対策の相互応援
3	和歌山市	中核市災害相互応援協定		各中核市(41市)	H20.10.20	災害応急対策及び災害復旧対策の相互応援
4	和歌山市	神戸市及び和歌山市災害時相互応援に関する協定		神戸市	H20.4.1	災害応急対策及び災害復旧対策の相互応援
5	海南市	石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定		石油基地自治体協議会加盟団体56市町	H23.7.12	①災害への対応に必要な物資の提供 ②災害への対応に必要な人員の派遣 ③負傷者等の医療機関への受入れ ④被災者の一時的な受入れ
6	海南市	瀬戸内・海之路ネットワーク災害時相互応援に関する協定		瀬戸内・海之路ネットワーク推進協議会加盟の28市町村	H24.3.29	①応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供 ②応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣 ③医療機関への被災者等の受入れ ④被災者への臨時的な居住施設の提供
7	海南市	災害時相互応援に関する協定		茨城県鹿嶋市	H24.5.21	①応援及び応急復旧に必要な職員の派遣 ②食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ③医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ④ボランティアの斡旋
8	橋本市	災害時における相互応援協定		大阪府河内長野市 奈良県五條市	H14.7.22	協力体制を確立し、応急対策活動を迅速に行う
9	橋本市	市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定		岡山県玉野市 大阪府泉大津市 愛知県刈谷市 宮崎県日向市 奈良県大和郡山市 兵庫県高砂市 福岡県行橋市 福岡県苅田町 京都府八幡市 岐阜県可児市 滋賀県野洲市 島根県益田市 三重県亀山市 高知県香南市 静岡県磐田市 佐賀県神埼市 山口県柳井市 山梨県甲府市	H24.6.4	応急、復旧対策に必要な資機材・物資の提供 職員の派遣 医療機関への被災傷病者の受入
10	橋本市	災害時における相互応援協定		滋賀県野洲市	H19.1.19.	職員派遣・物資提供
11	橋本市	大規模災害時相互物資援助協定書		三重県名張市	H19.5.30	物資提供
12	有田市	災害時における相互応援協定		京都府向日市	H7.9.20	物資、資機材等の提供
13	有田市	災害時における相互応援協定		奈良県櫻井市	H7.11.1	物資、資機材等の提供
14	有田市	全国青年市長会災害相互応援		北海道登別市 他44市	加盟 H21.5.11	災害時の相互応援
15	有田市	石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定		北海道室蘭市 他55市	H23.7.12	物資の提供、人員の派遣、負傷者、被災者の受
16	御坊市	災害相互物資応援協定		滋賀県近江八幡市 大阪府藤井寺市	H14.5.24	物資等の相互援助活動
17	田辺市	三市災害相互応援協定(情報システムに係るデータのバックアップ媒体の相互保管に関する覚書)		大阪府羽曳野市 奈良県橿原市	H17.11.5 H24.2.9(覚書追加で再締結)	大規模災害時の相互応援(データのバックアップ相互保管)
18	田辺市	大規模災害時における相互応援に関する協定(徳川御三家附家老関係5市)	新宮市	愛知県犬山市 岐阜県海津市 茨城県高萩市	H21.11.7	大規模災害時の相互応援
19	田辺市	合気道創設者ゆかりの友好都市間における災害時相互応援に関する協定		北海道遠軽町 京都府綾部市 茨城県笠間市	H24.2.15	大規模災害時の相互応援

H23.6.6から変更



20	新宮市	新宮サミット市町村災害時 応援協定		福岡県新宮町 兵庫県たつの市 愛媛県四国中央市	H10.9.10	災害対策基本法に基づ く応援
21	新宮市	災害時相互応援に関する協 定書		宮城県名取市	H20.11.10	災害対策基本法に基づ く応援
22	新宮市	大規模災害発生時等におけ る相互応援に関する協定書	田辺市	愛知県犬山市 岐阜県海津市 茨城県高萩市	H21.11.7	災害対策基本法に基づ く応援
23	紀の川市	災害時の相互応援に関する 基本協定		愛知県阿久比町 滋賀県米原市 岡山県真庭市 山口県下関市	H18.6.11	職員派遣、物資等の提 供等
24	かつらぎ 町	災害時の相互応援に関する 基本協定		大阪府守口市	H25.1.9	職員派遣、物資の提供、 避難者の受入等
25	九度山町	災害時における相互応援に 関する協定		長野県上田市	H18.8.18	資機材及び物資の提供 、斡旋、職員の派遣
26	高野町	災害時における相互応援協 定		長野県高森町	H20.10.7	支援物資の提供等
27	湯浅町	瀬戸内・海の路ネットワーク 災害時相互応援に関する協 定	海南市	瀬戸内・海の路 ネットワーク推進 協議会加盟の41市 町村	H24.10.29	物資、資機材、居住施設 の提供、職員の派遣等
28	湯浅町	全国醤油産地市町村協議会 加盟市町村災害時相互応援 協定	有田川町、由良 町	愛知県武豊町 千葉県銚子市 千葉県東庄町	H24.12.26	物資、資機材、居住施設 の提供、職員の派遣等
29	有田川町	全国清水町災害応援協定		北海道清水町 福井県福井市 静岡県清水町	H8.8.27	職員派遣、資機材・物資 等の提供及び被災者の 一時受入れ
30	有田川町	全国醤油産地市町村協議会 加盟市町村災害時相互応援 協定	湯浅町 由良町	千葉県銚子市 千葉県東庄町 愛知県武豊町	H24.11.16	職員派遣、資機材・物資 等の提供等
31	有田川町	友好都市災害時相互応援に 関する協定		大阪府高石市	H24.12.28	物資の提供等
32	日高町	全国日高災害時相互応援に 関する協定		北海道日高町 埼玉県日高市 兵庫県豊岡市 高知県日高村	H10.12.25	職員の派遣等 資機材及び物資の提供
33	由良町	全国醤油産地市町村協議会 加盟市町村災害時相互応援 協定	有田川町 湯浅町	千葉県東庄町 千葉県銚子市 愛知県武豊町	H25.1.1	災害応急対策及び災害 復旧対策の相互応援
34	みなべ町	全国梅サミット協議会加盟 市町村災害時応援協定		茨城県水戸市 群馬県安中市 埼玉県越生町 東京都青梅市 神奈川県小田原市 神奈川県湯河原町 静岡県熱海市 愛知県知多市 奈良県奈良市 福岡県太宰府市 静岡県伊豆市	H18.2.23	生活物資、医療、救助・ 救援活動、職員派遣等
35	上富田町	津幡町・上富田町災害時相 互応援協定		石川県津幡町	H24.10.9	資機材、物資、車両の提 供 職員の派遣
36	すさみ町	寝屋川市・すさみ町災害時 相互応援協定		大阪府寝屋川市	H8.10.4	応急対策・復旧対策
37	那智勝浦 町	全国勝浦ネットワーク災害 時相互応援協定		千葉県勝浦市 徳島県勝浦町	H17.11.10	物資提供、応援職員の 派遣等
38	那智勝浦 町	災害時相互応援協定		岐阜県揖斐川町	H24.12.19	避難者の中長期的な受 入れ等総合的な相互 応援
39	串本町	大規模災害時における本州 四端協議会を構成する地方 公共団体の相互援助に関す る協定		岩手県宮古市 山口県下関市 青森県大間町	H21.1.23	支援物資の提供等 職員の派遣等

H18.3.5から変更

H25.3.9から変更

適用すべき措置	激 甚 災 害 指 定 基 準
法第2章（3条～4条） 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100分の0.5 （B基準） 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の標準税収入総額 × 100分の25 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 > 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100分の5
法第5条 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.5 （B基準） 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額 × 100分の4 (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10億円
法第6条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	次の要件に該当する災害。但し、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く 1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 2 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の1.5であるこ 農業被害見込額 > とにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害 但し、1、2に該当しない場合であっても、次の要件に該当する災害（水産業共同利用施設に係るものに限る） 3 漁業被害見込額 > 農業被害見込額 かつ、次の要件に該当する災害。但し、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く (1) 漁船等の被害見込額 > 当該年度の全国漁業所得推定額 × 100分の0.5 (2) 漁業被害見込額 > 当該年度の全国漁業所得推定額 × 100分の1.5であるこ とにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害
法第8条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	次のいずれかに該当する災害。但し、高潮・津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮 （A基準） 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.5 （B基準） 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 > 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 100分の3

適用すべき措置	激 甚 災 害 指 定 基 準
法第11条の2 森林災害復旧事業に対する補助	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 林業被害見込額(樹木に係る) > 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門) 推定額 × 100分の5 (B基準) 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門) 推定額 × 林業被害見込額 > 100分の1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の 当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門) 推定額 × 100分の60 > 林業被害見込額 (2) 一の都道府県内の 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門) 推定額 × 100分の1 > 林業被害見込額
法第12条、13条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業及中小企業関係被害額) > 第3次産業国民所得 × 中小企業付加価値率 × 中小企業販売率。以下同じ。) × 100分の0.2 (B基準) 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 100分の0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害 > 当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定に係る中小企業関係被害額 > 額 × 100分の2 但し、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は被害の実情に応じ特別措置が講ぜられることがある。
法第16条 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 法第17条 私立学校施設災害復旧事業の補助 法第19条 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	激甚法第2章の措置が適用される激甚災害 但し、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外

<p>法第22条 り災者公営住宅建設等 事業に対する補助の特 例</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 減失住宅戸数&gt;被災地全域で4,000戸以上</p> <p>(B基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害 但し、火災の場合の被災地全域の減失戸数は、被害の実情に応じた特例 的措置が講じられることがある。</p> <p>1 減失住宅戸数&gt;被災地全域で2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 一市町村の区域内で200戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の10%以上</p> <p>2 減失住宅戸数&gt;被災地全域で1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 一市町村の区域内で400戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の20%以上</p>
<p>法第24条 小災害債に係る元利償 還金の基準財政需要額 への算入等</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚法第 2章の措置が適用される災害</p> <p>2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、激甚法第5条の措 置が適用される災害</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>その他災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮</p>

適用すべき措置	激甚災害指定基準	
<p>1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、右の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の措置</p> <p>2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置</p>	<p>公共施設災害関係</p> <p>当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額</p>	<p>当該市町村の当該年度の標準税収額×0.5に該当する市町村（当該査定事業費1,000万円未満は除外）が、1以上ある災害</p> <p>当該市町村の当該年度の標準税収額が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が2億5,000万円を超える市町村にあっては、当該標準税収額×0.2に該当する市町村が、1以上ある災害</p> <p>当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村にあっては、当該標準税収額×0.2+（当該標準税収額-50億円）×0.6に該当する市町村が、1以上ある災害</p> <p>但し、その該当市町村毎の査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満を除く。</p>
<p>1 右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置</p> <p>2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る））</p>	<p>農地、農業用施設等災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第5条第1項規定の農地農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額</p> <p>但し、上記に該当しない場合であっても、次の要件に該当する災害</p> <p>漁業被害額＞農業被害額 かつ、 漁船等被害額＞</p> <p>当該市町村の当該年度の漁業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該漁船等の被害額が1,000万円未満は除外）が1以上ある場合（その該当市町村の当該漁船等の被害額を合算した額が概ね5,000万円未満である場合を除く）</p>	<p>当該市町村の当該年度の農業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該経費の額が1,000万円未満は除外）が1以上ある災害（その該当市町村毎の当該経費の合計額が概ね5,000万円未満である場合を除く）</p>
<p>右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第11条の2の措置</p>	<p>林業災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）</p> <p>かつ、大火災害にあっては、 当該災害に係る要復旧見込面積＞300haの市町村 その他の災害にあっては、 当該災害に係る 要復旧見込面積＞</p>	<p>当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍。但し、当該林業被害見込額＜当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の0.05の場合を除く。</p> <p>当該市町村の民有面積（人口林に係るものに限る。）×100分の25の市町村が1以上ある災害</p>
<p>右の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条、第13条の措置</p>	<p>中小企業施設災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額</p>	<p>当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該被害額1,000万円未満は除外）が1以上ある災害</p> <p>但し、その該当市町村ごとの当該被害額の合計額が概ね5,000万円未満を除く。</p>